第2回 規制・制度改革に関する分科会

議事次第

「平成22年4月30日(金)14時30分~16時30分) 永田町合同庁舎第1共用会議室

- 1. 開会
- 2. 各WGからの報告及び対処方針の決定
 - ・グリーンイノベーションWG
 - ・ライフイノベーションWG
 - · 農業WG
 - ・その他検討項目
- 3. 今後の進め方
- 4. 閉会

く資料> 資料1-1 グリーンイノベーションWG検討の視点 1 - 2グリーンイノベーションWG検討項目一覧 1 - 3グリーンイノベーションWG対処方針シート 1 - 4住宅・土地サブグループ 検討項目一覧表・対処方針シート 資料2-1 ライフイノベーションWG検討の視点 2 - 2ライフイノベーションWG検討項目一覧 2 - 3ライフイノベーションWG対処方針シート 資料3-1 農業WG検討の視点 3 - 2農業WG検討項目一覧 3 - 3農業WG対処方針シート 資料4-1 その他検討項目一覧 4 - 2その他検討項目対処方針シート

規制・制度改革に関する分科会(第2回) 座席表

平成22年4月30日(金) 14:30~16:30 永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

													7 —		
		吉	土	山	佛	速	黒	木	樫	-		— '	入口		
		田	屋	崎	田	水	岩	村	谷						
		委	委	委	委	委	委	委	委						
		員	員	員	員	員	員	員	員						
横山参事官	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	野	村	企	画	官
吉田参事官	0									0	筒	井	企	画	官
松山事務局長	0	·								0	小	島	企	画	官
小田審議官	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	越	智	室	参	事
		翁	大	⊞	大	草	大	安	相						
		委	畑	村 政	塚 副	刈 会	上	念	澤						
		•	委		大	長 代	委	委	委						
		昌	昌	宦	· E	理	昌	昌							

グリーンイノベーションWGにおける検討の視点

グリーンイノベーション分野の規制・制度改革の検討にあたり、 当WGでは、地球環境問題への対応を図るとともに、環境関連市場の 発展および新規市場の創造を促進する観点から、以下の検討の視点を もって個別の規制・制度のあり方を検証・検討する。

- 〇 再生可能エネルギーの導入促進
- スマート・コミュニティの構築に向けた対応
- 〇 森林・林業の再生
- 住宅・建築分野での省エネルギー促進
- 〇 リサイクルの促進

グリーンイノベーションWG 検討項目一覧表

番号	項目名	関係府省庁	資料1-3 ページ
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し (小水力発電の導入円滑化)	国土交通省	1
	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電に関する規制緩和	農林水産省	6
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築 基準法の基準の見直し)	国土交通省	8
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建 築基準確認申請の不要化)	国土交通省	11
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における 風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等)	環境省、農林水産省	13
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務 等)の 緩和)	経済産業省	21
7	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和	経済産業省、総務省、国土交通省	24
8	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和	総務省	29
9	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	経済産業省	32
10	コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱導管の埋設に係る道路占有許可の合理化)	国土交通省	34
11)	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	農林水産省	37
12	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の緩和)	国土交通省、厚生労働省、文部科 学省	39
13)	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の緩和	国土交通省	44
14)	木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し	国土交通省	46
15)	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	国土交通省、経済産業省	49
	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し(広域回収に関する廃棄物処理法の 緩和)	環境省	51
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電、地熱発電等の設置プロセスの改善)		_
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電設置に関する合理的な 環境アセスの実施)		_
期	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電等再生可能エネルギー の系統の優先的利用(優先的接続、優先的給電)の原則の確立)		
的検討	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和		
項	自動車の燃費規制をCO2規制に変更し、2020年に欧州を越える水準を目指す方向を検討する(新燃費基準を国交省と経産省で検討中のため、そこに反映させる)		
	食品リサイクル法、廃掃法に係る規制緩和		
	一般廃棄物の処理料金について		

各検討項目 対処方針シート

【グリーンイノベーションWG ①】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し
	(小水力発電の導入円滑化)
└────────────────────────────────────	発電目的での水利利用の場合、発電出力や取水量を問
\(\text{\tin}\text{\tin}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\tint{\tin}\text{\text{\texitt{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\text{\ti}\tint{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texi}\tint{\text{\texi}\titit{\text{\texit{\text{\texi}\tint{\text{\tint}\tint{\text{\tin}	光電日的での水利利用の場合、光電田ので収水量を同じ わず全てが「特定水利利用」に該当する(河川法施行令
	第2条)ことによって、許可権者が上位者になる。
	また、旧河川法が施行された時点において既に河川か
	ら取水を行っており、改めて河川法に基づく取水の許可
	申請行為を要することなく許可を受けたものとみなさ
	れている、いわゆる慣行水利権を有していても、当該取
	水範囲内に従属する発電計画を行うにあたっては許可
	水利権に切り替えるよう指導がなされている。
規制改革要望・賛成の意見	小水力発電の設置運営にあたって、河川法に基づく水
等	利権に係る許認可・更新手続きは審査フローが複雑、か
	つ提出書類も膨大であるため、事業者にとって多大な労
	力が必要となっており、小水力発電設備の円滑な導入が
	妨げられている。貴重な水資源を有効活用し、小水力発
	電の円滑な普及促進に資するためにも、以下の改革を行
	うべきである。
	・一定規模以下の小水力発電目的での水利利用につい
	ては、特定水利利用の対象外とする。現在は、例え
	ば、一級河川の指定区間から取水する農業用水の処
	分権者が都道府県知事であった場合においても、こ
	れに従属した発電目的の水利利用の処分権者は国土
	交通大臣となってしまうため、それぞれから許認可
	を得る必要が生じてしまう。
	・ 既に農業用水や上水などの水利用が許可されている
	場合、当該取水範囲内での従属利用による発電計画
	│ は届出で足るものとする。 │・ 同様に、慣行水利権から許可水利権に切り替えるこ〜
	となく発電の水利利用を可能とする。
│ │要望具体例、経済効果等	環境省による再生可能エネルギー導入ポテンシャル
文主六件1/11、性仍必不寸	環境省による哲学可能エイルギー等スポープラマル 調査(平成 21 年度)において、出力3万 kw 以下の中小
	水力発電の導入ポテンシャルは 80~1, 500 万 kw と推計
	されており、許可に係る期間・コスト削減によって、更
	なる普及促進が期待できる。
<u> </u>	O O D WINCE WAITY C C OO

		<[国民の声、規制改革要望> 流水量に影響しない場合、1 年間の流量調査結果等、 提出図書を省略し関係行政機関長との協議も割愛す
		1	べき。これにより進捗確認、書類不具合への対応迅
			速化で普及促進が期待され、未開発の包増水全てに
			小水力発電が設置された場合、55 万トンーCO2/年
<u> </u>			の削減が可能となる。
担	上記規制改革要望・賛成の	0	一定規模以下の小水力発電目的での水利使用につい
当	意見等への考え方		て特定水利使用の対象外とすること
府			…対応を検討する
省		0	既許可水利権の許可量範囲内での従属発電は届け出
か			で足りることとすること
6			···対応困難
の		0	慣行水利権の許可水利権への切り替えを伴わない慣
			行従属発電利用を可とすること
答			…既に可能である
	【対応可能性のある場合】	0	一定規模以下の小水力発電目的での水利使用につい
	見直し予定及びその内容		て特定水利使用の対象外とすること
		•	従属発電の申請手続きについては、他の利水者への
			影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、
			水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等
			を示す一部の添付図書を除き、H17 年に申請書類の
Í			大幅な省略を可能としたところである。
		•	加えて、「特定水利使用」の対象については、小水力
			発電目的での水利使用申請を行う際に、従属元の許
			可権者と従属発電の許可権者が一致していないこと
			により、水利使用者にとって負担になっているとい
			う指摘があることから、これを含め、そのあり方に
			ついて今後検討して参りたい。
	【対応困難とする場合】	0	既許可水利権の許可量範囲内での従属発電は届け出
	要望へ対応した場合に生		で足りることとすること
	じる問題点及び問題点に	•	従属発電の申請手続きについては、他の利水者への
	対する補完措置の有無等		影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、
			水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等
			を示す一部の添付図書を除き、H17 年に申請書類の
			大幅な省略を可能としたところである。
		•	しかしながら、発電の水利使用は、できる限り多く
			取水して発電したいというインセンティブが働きや
		L	すい特徴を有しており、従属発電であっても他の利

水者や河川環境に悪影響を及ぼすこと等がないよう 担保する必要があるため、従属元の水利使用の許可 の範囲内であるかの審査及び事後的チェックが重要 である。

- ・このため、単にある事実を行政庁に通知する一方的 行為である届出では、申請内容について審査するこ とができないことに加え、許可水利権であれば水利 使用規則に条件として附す発電のための水利使用量 の提出義務等を課すことができなくなり、従属元の 許可の範囲内で適切に発電が行われているかを事後 的にチェックできないので、水利使用の許可にかか らしめる必要がある。
- ・ また、水利権は一定の権利性を持つことが判例でも 認められており、従属元の水利使用の許可に関する 従属発電の利水者が複数となる場合にあっては、従 属発電に関する水利権の権利調整も必要になってく ることから、水利使用の許可にかからしめ、水利権 を付与して、申請者を保護することが必要である。
- 以上より、「従属利用による発電計画は届出で足る ものとする」という要望について、対応は不可能で ある。
- 〇 慣行水利権の許可水利権への切り替えを伴わない慣 行従属発電利用を可とすること
- ・ 従属発電の申請手続きについては、他の利水者への 影響、河川環境及び治水等への支障がないことから、 水力発電計画の概要や発電に使用する水量の根拠等 を示す一部の添付図書を除き、H17 年に申請書類の 大幅な省略を可能としたところである。
- ・一方、旧河川法以前より取水している等により河川 法の許可があったものとみなす水利使用(以下「慣 行水利権」という。)を使用する場合、取水量が明確 でなく、その取水量の範囲内で新たな取水を行うこ とが明らかではないため、小水力発電の取水量の確 認が不可欠であり、そのための関係書類(取水量デ ータ・河川流量計算書等)の提出が必要となる。
- ・ 仮に取水量を確認せずに許可した場合には、他の水 利使用や河川環境等に重大な影響を及ぼす恐れがあ ることから、以下の方法のいずれかで許可手続きを 行っている。

	T
	①慣行水利権について、許可水利権に切り替えた上
	で、従属する小水力発電の水利使用許可に係る申
	請手続き等を簡素化。
	②慣行水利権はそのままで、小水力発電の水利使用
	許可については、通常の申請手続きで行う。
	・ 上記の通り、慣行水利権から許可水利権に切り替え
	ることなく、従属発電による利用を可能とすること
	については、現行制度において既に可能である。
当該規制改革事項に対する	・ 貴重な水資源を有効活用し、発電規模に応じた合理
基本的考え方	的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑
	な普及促進を行うべきである。
	・ 従属利用について、本来目的での取水や生態系へ影
	響を及ぼさない場合にまで許可を求める必要はな
	く、水利用の用途を届け出ることで足る。問題発生
	の危険性については、実際の利用について適宜チェ
	ックを行う体制を整備することで対応可能である。
	・ 従属利用は、取水口で取水した後の人工の水路にお
	ける利用であることから、万一問題が生じた場合で
	あっても、河川管理者が調停するのではなく、当事
	者同士で解決すべき問題である。
	・ 慣行水利権から許可水利権への切替えについて、実
	態として、原則許可水利権へ切り替えるよう河川管
	理者から指導されることが大半である。
	・ そもそも慣行水利権は、旧河川法施行時点において
	既に河川から取水を行っており、社会的承認を受け
	た慣行として許可を受けたものと看做されているこ
	とから、従属利用の発電計画を機に許可水利権へ切
	り替える必要はない。
対処方針	1. 一定規模以下の小水力発電目的での水利利用につい
	て、特定水利利用の対象外とする。<平成 22 年度中
	措置>
	2. 許可を受けた取水範囲内での従属利用による発電計
	画の場合、他に影響を及ぼさない水利用は許可を不
	要、または届出で足るものとする。 <平成 22 年度中
	措置>
	3. 慣行水利権を有している場合、許可水利権に切り替
,	える必要はない旨、河川管理者等関係者へ通知する。
	<平成 22 年度中措置>
	4. 水利権の許可に係る標準期間を明示するとともに、
	当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じ
L	

てその理由を開示する。<平成 22 年度中措置>

【グリーンイノベーションWG ②】

	
規制改革事項	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電に関する規制緩和
規制の概要	土地改良区の区域において小水力(マイクロ)発電を実施しようとする場合には、土地改良区との協議が必要で
規制改革要望・賛成の意見 等 要望具体例、経済効果等	ある。 土地改良区が実質的に管理しない集落内において、農業用水路等における小水力(マイクロ)発電を実施しようとする場合、土地改良区との協議が必要であり、円滑な導入が妨げられている。 したがって、取水量の確保に影響が及ばないことを前提に、土地改良区との協議を不要とし、実際の設置はその管理主体である集落の合意に委ねるべきである。 日本における用水路は、急勾配な箇所も多く、小水力発電に適している箇所も多い。昔は、水車や野菜の洗浄等にもよく使われていた。小水力発電(マイクロ発電)によって、電力供給が困難又はコストのかかかる利用が
	可能になることから、獣害対策の電牧や微気象の情報収集の気象ロボット、ネットワークセンサーや無線 LAN、 夜間照明等への電力供給が恒常的に可能となり、または、周辺農業施設への電力供給によってコスト削減の一助となる。
担 上記規制改革要望・賛成の 当 意見等への考え方 府 省 【対応可能性のまる場合】	一般的に、集落等が管理作業をしている農業用水路等は、施設の管理責任を負う土地改良区が集落等に管理作業を委託又は委任しているものである。 したがって、小水力発電を行う場合に土地改良区との
「対応可能性のある場合」	協議が必要かどうかは、当事者である土地改良区と集落 等との2者間における委託又は委任の内容により決ま るものであり、規制に基づくものではない。
回 要望へ対応した場合に生 答 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	

当該規制改革事項に対する	・ マイクロ水力発電設置の際、実態として土地改良区
基本的考え方	の協議を求められるという指摘があることから、土
	地改良区と集落等との2者間における委託又は委任
	の内容により決めて良いということについて、周知
	を行うべきである。
	・ 通常取水に影響がある場合、水利利用の当事者であ
	る集落が合意をするということは考えにくい。
対処方針	マイクロ水力発電の設置にあたって、土地改良区が集落
	等に管理作業を委託又は委任している場合、契約内容に
	明確に規定すれば協議不要である旨、土地改良区へ通知
	する。<平成 22 年度中措置>
L	

【グリーンイノベーションWG ③】

再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し
(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直
L)
・ 高さ 60m 以上の風車 (約 300kw 以上が該当、2,000kw
風車の頂部は約 120m) は、建築基準法第 20 条にお
いて超高層建築物の基準により、厳密な構造計算に
より大臣認定を受ける必要がある。
· 材料についても、JIS 材料であること又は材料認定
を取得する必要がある(第 37 条)。(「煙突、鉄筋コ
ンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁
壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構
造計算の基準を定める件」平成 19 年国土交通省告示
第 620 号)。
・ 但し、電気事業者が設置する架空送電線については、
建築基準法の適用除外とされている(建築基準法施
行令第138条第1項第2号)。
超高層ビルと同等の厳しい規制により、評定や大臣認
定に膨大な時間を要しており、建設コストの増大を招い
ている。国際規格に適合した製品であっても、日本独自
の国内規格への適合のための再評価が求められる。
風力発電の導入を促進するためにも、風力発電機の特
徴を加味した評価方法を創設すべきである。また、送電
線鉄塔同様、風車についても国際標準化機関(IEC)
の規格に基づく設計及び、国内に第三者認証機関を整備
し、審査体制を確立することを前提に、電気事業法に係
る審査との一元化を図るべきである。
建築基準法改正前は1基あたり 600 万円程度の費用
で済んでいた設計費用が、超高層ビルと同等の設計とす
るために 1,100 万へ膨れ上がり、さらに性能評価試験に
よる大臣認定の取得に約 80 万円が追加で必要となっ
た。着工までの期間も長期化し(従来より約半年の長期
化)、事業性が悪化している。
審査の簡素化・合理化を図ることで、採算性の向上及
び風力発電の導入促進が期待できる。

		
担业	上記規制改革要望・賛成の	・建築基準法施行令第138条第1項第2号に基づ
当	意見等への考え方	き、高さが15mを超える鉄柱等については、建築
府		基準法上、準用工作物として取扱うこととされてお
省		り、法第20条(構造耐力)等の規定が適用される。
か		・ 特に高さが60mを超える風力発電機については、
6		令第140条第2項に基づき、時刻歴応答解析によ
の		る構造計算の大臣認定が必要とされている。なお、
回		同様の型式を用いて建築する場合にあっては、型式
答		適合認定を受けることにより、建築確認手続きの簡
		素化が可能である。
		・ 風力発電機に係る時刻歴応答解析による構造計算の
	}	大臣認定の実績は、平成 20 年度 244 件、平成 21 年
		度 136 件(見込み)であり、大臣認定手続きは円滑
		に進められている。
	【対応可能性のある場合】	1-205 340 65 60
	見直し予定及びその内容	
	7000772	
	 【対応困難とする場合】	これまで台風等により風力発電機の倒壊や損壊の事例
	要望へ対応した場合に生	が多数ある。これらの多くは建築確認手続きを経ずに建
	じる問題点及び問題点に	築されたものである。このため、安全上の観点から、対
ł	対する補完措置の有無等	応は困難。
		75.0.22 / 12.0
当当	核規制改革事項に対する	・ 風車が騒音対策等により、人家から数百メートル以
基ス	本的考え方	上離れた場所に建設されることを鑑みると、超高層
l		ビルと同等の規制は厳格すぎると考えられ、合理化
l		によって導入促進を図るべきである。
1		・ 建築基準法と電気事業法の二重規制となっているこ
		とから、審査の一元化を行うことによって迅速化を
		図るべきである。
		・ 過去の倒壊事例は、台風(地盤ではなく、上部から
		の荷重の影響)や人為的ミスによるものであり、ま
		た、既に対策等を講じていることから、建築基準法
		改正以降の倒壊事故がないことが耐震性能を規定す
		る時刻歴応答解析の基準が適正であるという理由に
		はならない。
		・ 倒壊事例のうち、建築確認手続きを経ずに建築され
		ていたものは、建築主事等の判断によるものであり、
ł		
Į.		既に風力発電設置に係る手続きは明確化され、必ず!
		既に風力発電設置に係る手続きは明確化され、必ず 建築確認申請が必要である。
		既に風力発電設置に係る手続きは明確化され、必ず 建築確認申請が必要である。 ・ 構造計算の大臣認定手続きが円滑に進んでいるとし

	}	ているが、事業者側は現行基準に対応した特別対応
•		の製品を購入しており、国内規定に対応した「特注
	}	品」は購入コストを増大させるとともに、製品購入
	}	に係る選択肢を狭めている。
		手続きの簡素化を行える型式適合認定は、風車設置
		位置の地盤データを使用するため、風車の設置場所
		が異なると型式認定を行うことができない(過去の)
		認定実績もゼロ)。
対処方針	1.	風力発電機の特徴を加味した評価方法を、事業者の
		意見を聞きながら策定する。<平成22年度中措置>
	2.	国内に第三者認証機関を設置することについて、審
		査体制構築の可能性を検討し、結論を得る。<平成
		22 年度中検討、結論>
	3.	大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該
		期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてそ
		の理由を開示する。<平成22年度中措置>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し
	(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不
	要化)
規制の概要	建築物を建築する際には、確認の申請書を提出して建築
	主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなら
	ない(建築基準法第6条)。
規制改革要望・賛成の意見	大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的
等	に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となり、建築確
	認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの
	水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物と
	みなされ、確認申請が必要となる事例もある。各地の建
	築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発
	電設備の設置の大きな阻害要因となっている。建築確認
	申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機
	関に周知徹底すべきである。
要望具体例、経済効果等	・ 環境省による再生可能エネルギー導入ポテンシャル
	調査(平成21年度)において、メガソーラーの適地
	である低・未利用地における導入ポテンシャルは
	7,600~9,400 万 kw と推計されており、円滑な導入
	により更なる普及促進が期待できる。
	・ 建築物(工作物) 該当か否かが個別判断に委ねられ
	ることは、事業者の経営戦略や、プロジェクトファ
	イナンス、エンドユーザーの新たな事業活動へ悪影
	響を及ぼす可能性が高く、明確な予測可能性を事業
	者へ提供することが重要である。
	・ 現在は建築主事の判断という不確定要素を排除する
	ため、発電効率を犠牲にし、太陽光パネルを平置に
	することで人の侵入余地がない状態として設置せざ
	るを得ないケースがある。
	・ 大規模スーパー等において、既存の店舗駐車場に支
	柱を作り、その上に太陽光パネルを設置する場合は、
	主目的が駐車場であるために、容積率に上乗せすべ
	きと判断され、太陽光パネルが設置できない場合が
	ある。

担	上記規制改革要望・賛成の	建築基準法第2条第1号において、「建築物とは、土地
当	意見等への考え方	に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有す
府		るもの」と明記されている。
省		" 太陽電池アレイを柱のみで支える構造"については、
か		当該太陽光パネルの下部に屋内的用途が発生していな
6		い場合にあっては、当該太陽光パネルが「屋根」とみな
の		されないため、建築物には該当しない。
回	【対応可能性のある場合】	上記のとおり。
答	見直し予定及びその内容	
]	 【対応困難とする場合】	
ĺ '	要望へ対応した場合に生	
	じる問題点及び問題点に	}
	 対する補完措置の有無等	
1	亥規制改革事項に対する	・建築物の屋根に設置する場合とは異なり、太陽電池
基2	卜的考え方	アレイの下部は、電池モジュール冷却のための通風
1		機能となっており、屋内的用途とはいえず、建築物
		には該当しないはずである。
}		・ 発電効率の良い傾斜角 (地域によって異なり 18~35
		度程度)とした場合には柱が4m を超えることも多
1		く、広告塔と同様の基準で工作物と看做される場合
		があるが、大規模太陽光発電は、配線等が敷地内に
		あることから、関係者以外の立入り禁止措置を厳重
		にしており、広告塔等と同等の基準で規制をかける
1		のは適当ではない。
1		・ より効率的な太陽光発電の普及を後押しするため
		に、暴風対策や立入り禁止措置等の安全対策を行っ
		ている場合には建築確認を不要とするなど、新たな
		整備指針や基準の策定を行うべきである。
対処		設置事業者が適切な安全対策を行うことを条件に、高さ
		が4mを超えるものも含めて確認申請を不要とし、その
		旨を建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。
		<平成 22 年度中措置>
L		<u></u>

【グリーンイノベーションWG ⑤】

【グリーンイノベーションV	VG ⑤]
規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し
	(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置
	許可の早期化・柔軟化等)
規制の概要	〇 地熱開発に関する規制として、以下の規制が存在す
	る。
	・ 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする
	者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知
	事に申請してその許可を受けなければならない(温
	泉法第3条)。当該申請に係る掘削が温泉のゆう出
	量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、等
	以外は許可しなければならない (第4条)。
	・「公園内における地熱発電の開発は当面6地点と
	し、当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しな
	いものとする」(昭和 47 年環自企第 232 号・47 公局
	第 240 号 環境庁自然保護·通商産業省公益事業局長
	通知)
	・ 「公園内での工業技術院が行う全国地熱基礎調査等
	については地表調査に限定して認める」(昭和 49 年
	自然保護局企画調整課長通知)
	・「大霧発電所の電調審付議に当って普通地域内の地
	熱発電については個別に検討し、事業者と調整すべ
	し」(平成6年環自計第24号・環自国第81号 環境
	庁自然保護局計画・国立公園課長通知)
	│○ 風力発電設置に関する規制として、以下の規制が存│
	在する。
	・ 自然公園法施行規則第 11 条、及び「国立・国定公園
	における風力発電施設設置のあり方に関する基本的
	考え方」(平成 16 年 2 月環境省自然環境局) におい
	て、展望や眺望に関する審査基準が示されている。
	・森林の開発許可が不要の「公益性の高い事業」とし
	て、一般電気事業が対象となっており、一般電気事
	業者が風力発電施設を設置する際に許可は不要であり
	るにも関わらず、風力発電事業者による設置には許っている。
	│ 可が必要である(森林法 10 条の2、森林法施行規則 │
	第3条)。

規制改革要望・賛成の意見等

地熱発電や風力発電の許可には多大な時間とコスト を要しており、設置許可の早期化、柔軟化等が必要であ る。

- ・ 地熱発電の有望地の大半は自然公園内に存在するが、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を判断するとされている普通地域内の地熱発電や地表部に影響を及ぼさないで地熱資源を利用する発電について、具体的な許可基準が定められていないために、開発を行うことができない。自然公園外から斜めに掘削するコントロール掘削を認め、自然公園の地下の開発を柔軟に認めるとともに、特別地域や普通地域において一定の自然環境への配慮を行うことで開発を許可すべきである。
- ・ 温泉地域における地熱発電の開発のための掘削において都道府県知事の許可を受ける際に、温泉事業者からの同意書を得るよう指導している都道府県があり、また、許可しない要件である「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」の判断基準がないために、科学的根拠に基づく許可がなされていない。温泉事業者との同意書を許可条件とせず、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されている等の説明を以て、温泉法に基づく許可を与えるべきである。
- ・ 自然公園における風力発電の設置にあたっては、風景や景観の判断基準が不明確・不統一であり、許可権者の個々の判断となるために、協議に長時間を要し、結果的に立地が制限されている。景観に関する評価基準を明確化し、全国統一基準とすべきである(都道府県によっては条例で基準を定めているところがある)。
- ・ 森林における風力発電の設置にあたっては、一般電 気事業者が風力発電施設を設置する際と同様に、風 力発電事業者による設置の場合にも、許可を不要と すべきである。

要望具体例、経済効果等

環境省による再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査(平成21年度)において、陸上風力の導入ポテンシャルは0.7~3.0億kw、地熱発電は、850~980万kw程度以下と推計されており、許可の早期化・柔軟化によって、更なる普及促進が期待できる。

<国民の声等>

〇 地熱発電

・ CO2を90年比で25%削減するうえで地熱発電は必須である。我が国において温度150℃以上の地熱資源量は発電量にして2000万kW相当以上あると推定されているが、その約80%強が国立公園の特別地域・特別保護地区内に賦存している。したがって、CO2を大幅に削減するためには国立公園内での地熱開発が不可欠である。国有林野の開発規制対象深度は、地下25mと定義されているが、国立公園、国定公園には管理対象深度が設定されていない。地球の深部まで規制の対象になるのは合理的ではなく、管理対象深度の設定を希望する。

〇 風力発電

・協議において、「事業者都合による自然公園内の風車 設置は基本的にやめてほしい」「山稜を分断する風車 設置は許可が困難」といった消極的回答をされた事 例が多数存在する。

上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方

◆環境省:自然公園

(地熱発電について)

近年では、普通地域内に大霧発電所(鹿児島県)と八丈島発電所(東京都)の建設を認めてきた実績がある。国立公園、国定公園内においては、風景や自然環境に対する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判断することとしている。

公園区域外からの傾斜コントロール掘削については、既 に平成16年に調査掘削の許可をした例があり、自然公 園法による許可手続の適正な運用によって個別に判断 しつつ、国立公園等の地表部に影響のない方法による事 業計画については許可していく方針である。

(風力発電について)

ご指摘の手続の明確化については、自然公園のうち、国立・国定公園における風力発電に関する許可の基準は、自然公園法施行規則第 11 条第 11 項において、全国統一基準が定められている。環境省においては、施行規則第 11 条第 11 項について、わかりやすく、より明確にするための技術的なガイドラインを作成しているところであり、今後とも許認可手続きの明確化に取り組んでまいりたい。

なお、都道府県立自然公園は、各都道府県条例により知

当府省からの回答

担

事が指定、管理する公園であり、基準についても都道府 県が定めているものである。

◆環境省:温泉

温泉法第4条第1項に該当するか否かについては、掘削の深度、地質の構造や泉脈の状態などによりそれぞれ差異があることから、温泉源と地熱発電の熱源が地層的に分離されていることを以て、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないと認めるに足る科学的な合意はない。都道府県知事は、個別に審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、判断することとなっており、このような制度を適切に運用することが重要。

なお、許可・不許可の処分の基準は、温泉法第4条第1項に該当するか否かであり、温泉法上、同意書は許可条件とはなっていない。

◆林野庁:森林

【森林・林業再生プラン(抜粋)】

- I 新たな森林・林業政策の基本的考え方
- 2. 3つの基本理念

理念1:森林の有する多面的機能の持続的発揮

森林・林業に関わる人材育成を強化するとともに、森林所有者の林業への関心を呼び戻し、森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保する。

【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】

- 第 1. 食料・農業及び農村に関する施策についての基本 的な方針
- 4. 新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開
- (3) 6次産業化による活力ある農山漁村の再生

我が国の農山漁村を再生させるため、意欲ある農林漁業者をはじめ、地域の多様な事業者が、バイオマスや太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギーだけでなく、農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵・伝統文化に至るあらゆる「資源」を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう、必要な支援策を講ずることを通じて、農山漁村の6次産業化を実現する。

		「Lミコナの水ナニナ かけの甘土が来こナ」
ŀ		【上記を踏まえた対応の基本的考え方】
1		● 重要施策である森林保全とのバランスを踏まえる
		必要。
	【対応可能性のある場合】	◆環境省:自然公園
ľ	見直し予定及びその内容	<地熱発電>
		国立公園、国定公園内においては、風景や自然環境に対
		する影響の程度を個別に検討し、開発の適否を個別に判
		断することとしている。傾斜掘削についても、個別に判
		断し、許可等が可能。
		1 0 0
		なお、自然環境保全上重要な地域を回避するための傾斜
		掘削等の技術の低コスト化の推進といった地域や自然
		との共生・共存を図るためのツールづくり、低コスト化
		に向けた技術開発などの取り組みを積極的に支援する
		考え。
ļ		<風力発電>
		│施行規則第11条第11項について、わかりやすく、よ │
		り明確にするための技術的なガイドラインを作成中
} ,		
		◆環境省:温泉
		掘削の許可は、都道府県知事の自治事務であり、専門家
		を含めた審議会等の機関の意見を踏まえて判断するこ
		とになっている。都道府県において、適切な判断がなさ
		れるよう、環境省としても、科学的知見の充実に努めて
		いく。
	【対応困難とする場合】	
	要望へ対応した場合に生	
ĺ	じる問題点及び問題点に	
	対する補完措置の有無等	
	核規制改革事項に対する	地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、
□基本	的考え方	石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、今後も導
		入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必
l		要がある。自然公園や森林等においては、景観や環境保
		全の観点が重要であるが、影響の程度について判断基準
		を明確化することによって、発電設備設置に係る許可の
		早期化・柔軟化を図るべきである。
		〇地熱発電
		<自然公園>
		・ 地熱発電が自然公園の環境保全に影響を及ぼす可能

- 性については、既に昭和 47 年通達における 6 地点で 長期に渡り操業しているが、問題は発生していない という事例を以て証明が可能である。
- ・ 個別に判断を行い、適切に推進していくというのであれば、昭和 47 年通知「当分の間、新規の調査工事及び開発を推進しないものとする」及び、昭和 49年通知「全国地熱基礎調査等については地表調査に限定して認める」という通知は廃止すべきである。
- ・ その上で、傾斜コントロール掘削も含め、地表部に 影響のない事業計画は積極的に許可する方針及び判 断基準の要素、許可に要する期間を明示すべきであ る。

<温泉地域>

- ・ 温泉のモニタリング等を行うによって、温泉相互の 影響を明確化し、共生を図ることは可能である。
- ・掘削許可の可否の審査を行う温泉審議会は、主に温 泉関係者及び温泉関係学識経験者から構成されてい るが、地熱の学識経験者や専門家をバランスよく温 泉審議会の委員に加えることで、適切な審査が行え るようにすべきである。
- ・ 温泉法上、同意書は許可条件となってはいないが、 掘削許可について近隣源泉所有者の同意書添付を求 める都道府県は35 県という調査結果もある。 また、同意書を必要としない都道府県であっても、 別途「温泉保護地域」を指定することで掘削許可申 請に歯止めをかけている場合があり、過度な制限を 行わないよう技術的助言を行うべきである。

〇風力発電

<自然公園>

- ・「主要な展望地から展望する場合の"著しい"妨げとならない」「山稜線を分断する等眺望の対象に"著しい"支障を及ぼさない」とされているが、実態は「展望地から展望した際に視野に入らない」「山稜線を分断しない」こと、といった指導がなされることが多く、著しい支障があるか否かの判断基準を明示し、それ以外は積極的に許可する方向でガイドラインを策定すべきである。
- ・特に風力発電の発電量は風速に左右され、設置場所 も比較的限定されることから、「山稜線を分断しな

- い」ことは極めて困難(山など高い位置に設置する方が高効率)であることを考慮すべきである。
- ・ 一般電気事業者は、公益性の高い事業を実施しているという理由で優遇されているが、眺望の対象に影響を与えているという点では火力発電所等も同様のはずである。許可取得が環境への影響を確認するためのものであるならば、事業主体によらず同一の取扱いとすべきである。
- ・ 導入ポテンシャルは森林よりはるかに小さいが、風があり、民家がなく、(運搬・点検等のための) 道路がある」という点で、森林に設置する場合と比較して、コスト面からの好適地が多く、合理的かつ柔軟な許可を行うことで適切に普及を進めるべきである。

<森林>

・ 一般電気事業者が風力発電を設置する場合に許可が不要であるにも関わらず、風力発電事業者は許可が必要というのは合理性に欠けている。許可取得が環境への影響を確認するためのものであるならば、事業主体によらず同一の取扱いとすべきである。

〇共通

・ 開発可能地域をゾーニングするなど、政府主導で導 入促進に取り組むべきである。

対処方針

〇地熱発電

- 1. 温泉法における掘削許可の判断基準を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。 <平成 22 年度中措置>
- 2. 掘削許可の可否の審査を行う温泉審議会に、地熱の 学識経験者や専門家をバランスよく委員に加えるよ う促すとともに、掘削の許可にあたって温泉事業者 の同意書を許可条件としないよう通知する。<平成 22 年度中措置>
- 3. 地熱発電に係る過去の通知を廃止し、傾斜掘削を含め、管理対象深度に係る基準など、個別に判断する際の基準を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画は積極的に許可する旨新たに通知する。<平成22年度中措置>

〇風力発電

- 1. 自然公園法施行規則第 11 条第 11 項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる基準を定める。 <平成 22 年度中措置>
- 2. 森林法施行令を改正し、一般電気事業者と同様、森林における風力発電の開発許可を不要とする。<平成22年度中措置>

〇共通

- 1. 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。<平成22年度中検討開始、結論を得次第措置>
- 2. 風力発電及び地熱発電の許可に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。 <平成 22 年度中措置>

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制改革事項	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し
	(CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係
	る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義
	務等)の緩和)
規制の概要	電気事業法においては、一定規模以上の電気工作物に保
	安規程の作成、電気主任技術者の設置等を義務化してい
	る。
	<根拠規程>電気事業法第 38 条
	電気事業法施行規則第 48 条
	電気事業法第 42 条、第 43 条
規制改革要望・賛成の意見	● CO ₂ 排出量 25%削減の目標達成には、再生可能工
等	ネルギーの利用拡大に向け、小規模分散型発電設備
	の設置促進が不可欠となることから、電気主任技術
	者の設置等の負担を軽減するよう、技術の進展等も
	踏まえ、基準を緩和する。
	● 特に、太陽光発電については、昨年 11 月より買取
	制度がスタートしており、今後、学校・工場・商業
	施設等からの買取を拡大させる観点から、電気主任
	技術者の設置等の義務が免除される一般用電気工
	作物となる範囲を拡大する。
	● また、再生可能エネルギーと同様、低炭素化に貢献
	┃ し、我が国の産業政策に資する革新技術である燃料 ┃
	電池など(※)についても同様の措置が重要である。
	※燃料電池は、太陽光発電等の大量導入に伴う電力需給の
	バランス悪化に対する補完装置としての機能も有するこ
	とから、太陽光発電の基準緩和と併せて検討すべきであ
	る。(燃料電池などには、コージェネレーションを含む。)
要望具体例、経済効果等 	● 太陽電池発電設備について、一般用電気工作物とな
	る範囲(現行:20kW 未満)を拡大する。
	● 燃料電池発電設備について、一般用電気工作物とな
	る範囲(現行:10kW 未満)を拡大する。
	● 上記緩和により、電気主任技術者の設置等の義務化
	が緩和され、設置にあたってのコスト削減に繋が
	り、関連機器の導入促進及び新エネルギーの利用拡
	大に資する。

担	上記規制改革要望・賛成の	【共通】
当	意見等への考え方	低炭素社会づくりに向けた未利用エネルギーを活
府		用した発電設備導入の動きなどにかんがみ、小型の水
省		力発電設備等の規制の見直しについては、昨年より技
か		術的検討を重ね、報告書を3月31日に取りまとめた
b		ところ。同報告書においては、小型の水力発電設備に
の		ついて、一般用電気工作物となる範囲を「10kW未満」
		から「20kW未満かつ最大使用水量1㎡/s未満」に
答		拡大することを結論としている。今後は必要な省令改
		正等の作業を進める予定。
}		【太陽電池】
		電気工作物に関する規制の見直しについては、安全
		性確保の観点から技術的な検討を十分に行うことが
}		必要である。
		【燃料電池】
		燃料電池発電設備については、現行の電気事業法に
		おいて 10kW 未満のものを一般用電気工作物と扱って
		いる。社団法人日本電気工業会 (JEMA) の 2008 年度
		燃料電池納入量統計調査報告によれば、2 k W 以上の
		ものはほとんど納入されておらず(導入されている燃
		料電池発電設備全体の 0.2%程度)、広く一般家庭等に
		納入されているものについては、一般用電気工作物と
ļ		なっている。また、燃料電池発電設備は、取扱いに注
1		意を要する水素ガスを用いるなど、規模が大きくなれ
		ばその危険度が増すため、大容量なものを一般用電気
		工作物とすることについては慎重な検討が必要であ
		る。
	【対応可能性のある場合】	【太陽電池】
	見直し予定及びその内容	太陽電池発電設備についての一般用電気工作物とな
		る範囲の拡大について、今後安全性確保の観点から検
ı		討していく。
		【燃料電池】
		燃料電池発電設備について、一般用電気工作物とな
		る範囲を広げることに関する産業界の具体的ニーズ
		を聴取した上で、検討を行う。

【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方	 太陽光発電設備については、静的な機器であり、出力規模の拡大は設置面積(パネル枚数等)の増加となるため、安全性上のリスクを著しく高めるものではないという特性を踏まえ、規制の見直しが必要である。 燃料電池など(コージェネレーションを含む。)については、オフィスビル・工場等での導入促進によるCO₂排出量削減に資するだけでなく、太陽光発電等の大量導入に伴う電力需給のバランス悪化に対する制御装置としての機能を有しており、化石燃料の高度利用の観点からも、技術の進展等を踏まえ、検討すべきである。
対処方針	・CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。 <平成 22 年度中に検討・結論>

【グリーンイノベーションWG ⑦】

担制计文章位	
規制改革事項	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和
規制の概要	· 35Mpa 充填対応の水素ステーションの設置にあたっ
	ては、水素充填機から公道まで6m以上の保安距離
	を有する必要がある(一般高圧ガス保安規則第7条
	<i>o</i> 3)。
	・ ガソリン給油機のホース機器周辺に 10×6m以上
	の給油空地を確保する必要がある(危険物の規制に
	関する政令第17条)。
	・ 水素貯蔵量 (圧縮ガスに該当) は、用途規制により、
	原則、準工業地域:3500 m ³ 、商業系地域:700 m ³ 、
	住居系地域 350 ㎡と上限が定められている(建築基
	準法施行令第116条、130条の9)。
	· [
	<上記以外で 2015 年普及開始を阻害している規制>
	· 水素ステーション(35MPa、70MPa)を建設する際に
	必要な技術基準(例示基準)について、現状、35MPa
	ステーションは所定の法規が制定されているが(例
	示基準は経済産業省にて審議中)、70MPa ステーショ
	ンは法律が未制定である(一般高圧ガス保安規則第
	2条)。
	・ 70MPa ステーションで使用可能な鋼材は、配管及び
	蓄圧器とも、それぞれ1種類に限定されている(一)
	般高圧ガス保安規則に基づいて策定予定の例示基
	準)。
	・ 耐圧安全係数は、配管、蓄圧器とも 4.0 に設定され
	ている(配管:一般高圧ガス保安規則に基づく例示
	基準、蓄圧器:特定設備検査規則及び例示基準)。
	圧縮水素運送自動車用容器複合容器の最高充填圧力
	が 35MPa 以下、容量 360L 以下に制限されている(容)
	器保安規則に基づく、圧縮水素運送自動車用容器複
	合容器の例示基準)。
	・ 水素ステーションから天然ガススタンドに対しては
	保安距離の確保が不要であるが、天然ガススタンド
	から水素ステーションに対しては6m の距離を確保

する必要がある(一般高圧ガス保安規則第7条、第7条の2)。

- ・年一回の保安検査として、蓄圧器の劣化・損傷に関し非破壊検査及び目視(内面の目視は開放検査)が 義務付けられている(一般高圧ガス保安規則別表第 3)。
- ・ 高圧ガス特定設備に複合容器の技術基準がなく、国内の水素ステーションでは蓄圧器として使用できない。
- ・ 危険物を原料とする改質器の無人運転が危険物取扱 者不在により不可である (消防法第 13 条)。また、 危険物取扱上限数量が指定数量 10 倍未満に制限されている(危険物の規制に関する規則第 27 条の 5)。
- ・ プリンタ、照明、通信デバイス等電気設備全ての機器に最高度グレード(G2d4)の防爆性能が必要とされている(工場電気設備防爆指針)。
- ・ 蓄圧器、圧縮機などをキャノピー上に設置するにあたって、法的位置付けが不明確である。
- ・ 公道、高速道路 SA 駐車場等、移動式設備を利用する場合に水素充填操作が出来ない(一般高圧ガス保安規則第8条)。
- ・燃料電池自動車車載容器の最高充填圧力を規定する 基準温度が35℃と定義されている(容器保安規則第 2条)。
- ・ 水素ステーションでは高圧水素ガスのセルフ充填に 係る法整備がされていない(一般高圧ガス保安規 則)。
- ・ CCS (二酸化炭素分離回収) 設備および有機ハイドライド水素製造装置については、水素ステーションの付帯設備として認められておらず、設置できない(「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」平成19年6月経済産業省原子力安全・保安院長内規))。

規制改革要望・賛成の意見 等

燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションは、環境負荷の低減や新たな産業・雇用創出、国際競争力強化等の効果が期待される燃料電池自動車の普及の鍵となるが、様々な規制が設置拡大と供給能力の拡大を阻害している。新たな事業法の設置等、2015年の一般ユーザーへの普及開始を目指した法整備を行うべきである。

まずは、以下のような規制の見直しを行うべきである。
・ 保安距離確保のための大きな用地が必要となっており、水素充填機から公道までの距離をガソリンスタンド並みの4mへと緩和するとともに(高圧ガス保安法)、ガソリン給油機と水素充填機の並列設置を認めることで設置コストの削減を図るべきである(消

・ 商業地域では燃料電池自動車 15 台分しか水素を貯蔵できないため、実用化を妨げる要因となっている。 商業地域における貯蔵量上限を準工業地域並に引き上げるべきである(建築基準法)。

要望具体例、経済効果等

<国民の声等>

防法)。

- ・ 2015 年より燃料電池自動車、水素供給インフラの本格的な普及を開始する。燃料電池自動車の量産に先行してインフラ整備を行い、2030 年に水素ステーション 5,000 箇所、燃料電池自動車 700 万台の普及を目指す。
- この場合、2050年までの累計 CO2削減量は約9億 t と試算され、経済価値は約9兆円(10,000円/CO2-t で評価)。また、年間5,000万klの原油輸入の削減 が見込まれ、経済価値は3兆円/年(原油100ドル /バレルで評価)。
- ・ 既に世界のトップランナーである我が国の自動車産業の国際競争力を更に強化することが可能となることに加えて、新たな産業・雇用の創出が期待できる。
- ・実用化に向けて、規制の見直し・整備を行わないと 普及開始が困難な案件は17件あり、海外規格と比較 して厳格な基準が定められていることにより、建設 コストの増加、国際競争力の強化の阻害要因となっ ている。現在の水素ステーション建設コストは6億 円だが、規制の見直し及び技術開発成果の適用によって2億円以下に削減可能である。

担

上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方

- ◆ 経済産業省(公道までの保安距離)
- ・本技術基準の策定に当たっては、水素ステーションで想定される高圧水素の漏えい、着火、爆発に係る実験、シミュレーションを行い、その結果をもとに公道との距離 6 m を定めたところ。
- ◆ 国土交通省(水素貯蔵量)
- 水素ステーションにおける貯蔵量の緩和について

当府省か

ら

の

回答	は、安全性の観点に加えて、交通量の増加による交通渋滞や深夜の騒音の発生のおそれ等もあることから、地域の状況に応じて、特定行政庁が安全性及び周辺の市街地環境への悪影響の有無を個別に判断して許可することにより対応。 ・ 許可に当たっては、安全性を特定行政庁が容易に判断できるようにする必要があることから、具体的仕様を示した経済産業省の「例示基準」の策定を待ち、この基準を踏まえて、許可の技術的助言を通知する予定。
【対応可能性のある場合】	◆ 国土交通省(水素貯蔵量)
見直し予定及びその内容	技術的助言として通知を行う予定。
【対応困難とする場合】	◆ 経済産業省(公道までの保安距離)
要望へ対応した場合に生	保安距離6mの短縮について、安全性に係る検証なしに
じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	規制緩和を行うことは、災害防止の観点から問題。 ◆ 消防庁(給油機との並列)
	給油空地に水素ディスペンサーを設置した場合、固定給油設備からガソリンが漏えいすると何らかの火源により火災に至る危険性が高く、並列設置された水素を貯留する水素ディスペンサーや燃料電池自動車の水素ボンベが熱せられ、極めて危険な状況になる。このような理
	由から、補完措置はない。
当該規制改革事項に対する基本的考え方	 ・ 平成 27 年の事業化に向けて、安全の確保を前提に、技術の進展に合わせた現行規制の見直しを行うことによって、コストダウンを図るべきである。 ・ 従来の法規制は、天然ガスや内燃機関自動車の利用を対象としており、自動車用燃料としての水素利用を想定していないため、燃料電池に係る包括的な規制の更も検える。

制の再点検を行うべきである。

- ・ 国際標準と比較して、日本のみが厳しい基準となっている規制については、明確な根拠を示すべきである。その上で、実証データ等を収集しつつ、可能な範囲で国際整合を図るべきである。
- ・ 実証実験結果等、科学的データに基づいて検証することにより、安全を担保することは可能である。また、安全性の検証にあたっては、官民が連携して知見を蓄えるべきである。その際、特区制度等の活用についても検討すべきである。
- ・ 水素が天然ガスやガソリンより危険という訳ではなく、正しく使えば、同様に安全である。水素は空気より軽く拡散が速いため、漏れた場合も引火の危険性は低く、引火しても燃え尽きる。

対処方針

- 1. 平成 17 年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な使用等を示す「例示基準」を作成・通知する。<平成 22 年度中措置>
- 2. 例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。<例示基準策定後、速やかに措置>
- 3. 保安距離基準について、国際標準との整合を行うべく検討を開始する。<平成22年度中検討開始>
- 4. 給油機との並列について、危険な状態となるケース を明示し、安全確保に係る対策を行うことを前提に、 並列設置を可能とすることについて検討を開始す る。<平成22年度中検討開始>
- 5. 平成 27 年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、事業化を阻害している規制について、国際標準との整合性を確保し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、見直しを行う。見直しにあたっては、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の規制見直しの具体的な工程表を作成する。<平成 22 年中措置>

28

【グリーンイノベーションWG ⑧】

規制改革事項	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通
730.11-7-7	信)規制の緩和
	IE / 水加回 ○ / 板和
規制の概要	PLCは光ファイバー・ADSL等の普及が困難な地域
	でも、電力が供給されていれば低コストで通信網を構築
	できるが、現状においては、電波無線利用(アマチュア
	 無線等) への漏洩電波の影響から、屋内利用に限定され。
	ている。
	<根拠規程>電波法施行規則第 44 条
	無線設備規則第 59 条
	NA 11 KING THE INCHES AND A VICTOR OF THE INCHES
 規制改革要望・賛成の意見	● スマートグリッドを早期に国内全域に構築するた
、	
ग	めには、高速通信網の整備が不可欠である。PLC
	は、国内をフルカバーしている電力線を活用するこ
	とから、費用の低減化が図られ、導入手段のひとつ
•	として有力視されている。
	● 我が国が世界的に競争力を有するスマートグリッドを
	実現していくためには、海外でも認められているPL
	Cの屋外利用を可能とすべきである。
要望具体例、経済効果等	【要望具体例】
	● 高速通信が可能となる2MHz~30MHz の周波数帯にお
	いて、PLCの屋外利用を認めることにより、電柱
	から電力引き込み線を活用したスマートメータの
	設置が可能となる。
	● これにより、低コストで電柱から宅内機器までの接
	続が図られ、スマートメータの普及促進に資する。
	【経済効果】
	● 経済産業省による次世代送配電ネットワークの発
	展による経済波及効果にかかる調査(平成21年度)
	では、スマートグリッドの今後 10 年間の国内経済
	波及効果(海外市場含む)は45兆円、雇用創出187
	万人と推計されている。
担 上記規制改革要望・賛成の	高速電力線搬送通信の屋外利用については、漏えい電
当 意見等への考え方	
	波を十分に低減できるめどが立っておらず、他の無線利
府	用システムに影響を与える可能性があることから、これ

見直し予定及 【対応困難と 要望へ対応	Eのある場合】 なびその内容	を認めていない。 ただ、通信速度には制約があるものの、10kHz から 450kHz までの周波数を使用する電力線搬送通信の屋外 利用は認められており、当該方式を使用するスマートメーターは実現可能。 なお、平成 18 年の高速電力線搬送通信の制度化以降、屋外利用について事業者等からの具体的な提案もなく、どのような設備が想定されているのか不明なため、本要望に関し、具体的な共存条件の検討に着手できる状況にないと考えている。 屋外利用について具体的提案がなされた場合には、実現可能性について検討することとしたい。
対する補完指当該規制改方		 ■ 漏洩電波の影響は、PLC通信の使用する周波数帯とアマチュア無線の使用する周波数帯が重複しない限り生じない。現に、国内で販売されている屋内利用型のPLC製品では、業界内の自主ルールにより、アマチュア無線の周波数帯域を避けて製品化されているため、アマチュア無線家からの被害は発生していない。したがって、屋外での利用に関しても、屋内と同様の取扱いを行えば、漏洩電波の影響は生じない。 ● 低速の電力線通信(周波数帯:10~450kHz)は、現行でも屋外利用が可能であるが、当該低速の電力線通信を行う周波数帯では、技術的な制約により、屋内の電力コンセントの約半数で通信が不可能な状況にある。また、将来的なスマートメータの機能拡充により、電力会社と家庭間の双方向の情報通信が実施され、データを量の増加も想定されることから、低速での対応では不十分である。 ● 欧米においては、屋外での周波数利用に関して、30 MHz までの緩和がなされており、海外においてスマートメータの普及・拡大が進むことが想定される。日本製品の海外展開を図るとともに、国際競争力を高める観点からも、緩和が必要である。

対処方針	・高速通信が可能となる2MHz~30MHz の周波数帯でのP LCの屋外利用について、事業者ニーズを確認のうえ、 検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。 〈平成22年度中に検討・結論〉

【グリーンイノベーションWG ⑨】

	177-217A-232WG (9)			
規制	尚改革事項	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備		
規制	 川の概要	電力会社の供給約款においては、計量器等の選定・所有・		
	,	管理を自社で行う旨を定めている。(なお、供給約款につい		
		ては、電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)		
		<根拠規程>電気事業法第19条に基づく、各電力会社の		
		電気供給約款等に規定。		
		15. (Fig. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17		
規制	削改革要望・賛成の意見	● スマートグリッドを早期に国内全域に構築するた		
等		めには、インフラとなるスマートメータの各家庭へ		
1		の円滑な普及促進が課題である。		
		● したがって、消費者の電力使用量などのデータ利用		
		の在り方及び電力メーターの選定・所有・管理の在		
		り方などについて検討し、スマートメータの普及、		
		消費者の選択肢拡大に向けた制度環境を整備すべ		
		きである。		
要望	星具体例、経済効果等	次世代送配電ネットワークの発展による経済波及効		
		果にかかる調査(平成 21 年度)では、スマートグリッ		
		ドの今後 10 年間の国内経済波及効果(海外市場含む)		
		は45兆円、雇用創出187万人と推計されている。		
担	上記規制改革要望・賛成の	いわゆるスマートメーターについては、消費電力量の		
当	意見等への考え方	「見える化」機能等を通じたエネルギー利用の効率化に		
府		寄与するとともに、今後、再生可能エネルギーの大量導		
省		入が想定されている中で、必要に応じて太陽光発電の出		
か		カ抑制などを行うことが検討されており、省 CO2化や		
b		系統安定化対策に貢献する面も大きいと考えられる。ま		
の		た、エネルギーの最適利用等に関連する新たなサービス		
回		の創出の土台となることが期待されている。		
答		スマートメーターに関連するシステムの機能として		
		は、①計量・遠隔検針と、②エネルギーマネジメント/		
		付加サービスに大別できる。このうち、①については、		
		電力会社が行う料金徴収の前提である適切な計量とい		
		う機能を踏まえてその在り方を決定する必要がある。―		
		方、②については、①を担う機器と必ずしも同じ機器で		
		ある必要はなく、需要家が選択可能な別の機器が担い得		

	7 1 0 + 11 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	るものであり、現状において特に選定・所有・管理の規
	制が課されているものではない。 これこのの機能はついては、ご、たちればしてはB
	これら2つの機能については、データを共通して活用
	すること等により、需要家にとってより便利なサービス
	を提供し得るものである。そのため、両者の間のインタ
	一フェースの標準化等により、当該機器を活用したサー
	ビス提供について競争を通じたイノベーションを促進
	していく必要があると考えている。
	ついては、スマートメーターについて、上記の論点も
	含めて、導入の費用対効果の分析、メーター自体に求め
	られる機能(計量、通信、更なる付加サービス機能等)、
	標準化すべき事項とその具体的内容、設置費用の負担方
	法等の制度的課題について幅広く検討を行いたい。
【対応可能性のある場合】	_
見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】	_
要望へ対応した場合に生	
じる問題点及び問題点に	
対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する	● スマートメータにかかる①計量・遠隔検針と、②エ
基本的考え方	ネルギーマネジメント/付加サービス間のインタ
	ーフェースの標準化は行われておらず、法的な規定
	もない。
1	● 今後、エネルギーマネジメント機器・サービスの新
	規参入を加速させ、競争を通じたイノベーションを
	促進するためには、インターフェースの標準化にか
	かる制度環境を整備すべきである。
	● 併せて、インターフェースを円滑に実施する観点か
	らも、電力使用量等のデータ利用の在り方を含め、
	制度的課題について幅広く検討を行う必要がある。
対処方針	スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等
	の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマ
	ネジメント機能間のインターフェースの標準化など消
	費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やか
	に検討を開始し、結論を得る。
	<平成 22 年度中に検討・結論>
	The state of the s

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制改革事項	コージェネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱供給導管の埋設に係る道
	路占有許可の合理化)
規制の概要	道路法において、熱供給導管の埋設に係る道路占有許可
	の規定が明記されていないため、公道をまたがった建物
	や地域間を結ぶ熱供給導管の埋設が許可されないケー
	スが報告されている。
	<根拠規程>道路法第 32 条
	建設省道政発第 62 号 (平成8年6月 28
	日付、道路局路政課長通達)
規制改革要望・賛成の意見	公道の地下に熱供給導管を埋設することができるよう
等	になれば、コージェネレーションシステムの普及拡大及
•	び工場・発電所等の排熱の利用拡大が図れる。これは、
	エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出削減に繋が
	る。
要望具体例、経済効果等	【要望具体例】
女主共体的、柱舟劝木寺	● 熱供給導管の埋設時においては、道路管理者である。
	都道府県・市町村の許可を得る必要があるが、熱供
	給導管は道路法第 32 条に明記されていないため、
c.	道路許可が降りにくい。
	□ 時に、熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられ
	る熱供給導管以外の熱供給導管については、建設省
	道政発第 62 号に定める対象物とはなっておらず、
	道路許可が降りにくいという意見がある。
	□ 本規定の運用が明確化されれば、道路許可の迅速
	化・適正化に繋がり、コージェネレーションシステ 、第の第3円準につかがえ
	ム等の導入促進につながる。 【探文が思】
	【経済効果】
	例えば、東京の晴海地区では、地域冷暖房の導入によ
	り、一般のビルに比べて 28%の省エネを実現し、横浜
	市新横浜地区では、改修によって複数建物間で熱融通を
	行うことにより、改修前に比べて 18.2%の省エネを実
	現している。(平成 19 年度 国土交通白書)

, -	, -	
担	上記規制改革要望・賛成の	上記規制改革要望については、平成8年に熱供給事業
当	意見等への考え方	法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管につい
府		ては、道路法第36条に規定するいわゆる義務占用物件
省		には当たらないが、その公益性等をかんがみ、道路法第
か		33 条の規定に基づく政令で定める基準に適合するとき
6		は、原則として占用許可を与えるものとする旨を国土交
の		│ 通省地方整備局等及び地方公共団体へ通達し措置して
回		いるところであるが、改めて周知徹底を図ることとす
答		る。
	【対応可能性のある場合】	_
	見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】	_
	要望へ対応した場合に生	
	じる問題点及び問題点に	
	対する補完措置の有無等	
	NJ が の m JCJ日 巨 OV H 派 寸	
1	該規制改革事項に対する 本的考え方	● 道路法において、熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管については、建設省道政発第62号で対応が補完されているところ、当該
		熱供給導管以外の熱供給導管の埋設については、
		道路占有許可の規定が明記されていない。
		● これにより、道路管理者の許可にかかる判断基準 が開放化されているず、は、4445年日もからは
		が明確化されておらず、統一的な運用もなされて
		いない。熱供給導管の普及を図ることは、エネル
		ギーの利用効率を向上させ、CO₂など温暖化ガス
ĺ		の排出削減につながる。工場・発電所などの排熱
{		の有効利用を推進するという観点からも、導入を
		促進するための明確化が必要である。
		● ついては、熱供給事業法の規定に基づき道路に設
		けられる熱供給導管以外の熱供給導管の道路占有
		許可の規定を明確化し、運用の適正化・合理化を
		図る必要がある。
対処	见方針	熱供給事業法の規定に基づき道路に設けられる熱供
		給導管の道路占有許可については、建設省道政発第 62
		号を改めて、周知徹底する。また、熱供給事業法に定め
		る熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガス
		の排出削減を促進する観点から、「道路法第 36 条に規定
		するいわゆる義務占用物件には当たらないが、その公益
		性等をかんがみ、道路法第33条の規定に基づく政令で

	定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるものとする」ことを、速やかに検討し、結論を得る。 〈平成22年度中に検討・結論〉
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑪】

規制改革事項	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)
規制の概要	JAS(日本農林規格)は、集成材にかかる木材の厚さ等を細かな仕様規定により定めていることから、小径木材の活用や間伐材の有効活用のための加工・利用技術の開発が進展しない。 ① ラミナの厚さ厚さ(5cm)、最大と最小のラミナの厚みの比率(2/3) ② 2次接着の仕上げ等同一条件で製造された集成材どうしの接着仕上げ③幅方向に接合したラミナの品質等幅はぎ未評価ラミナ(※)の範囲(現在は大断面集成材に限定)※幅方向に接着剤を使用せずに合わせたラミナ等のこと。 <根拠規程>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条、第9条
	集成材の日本農林規格 第5条第1項
規制改革要望・賛成の意見 等 要望具体例、経済効果等	本件については、「規制改革集中受付月間」(平成 21 年 6 月)の要望として、農林水産省において検討を行うとされているが、国産材の利用促進を図る観点から、次期見直しの平成 24 年度を待たず、早期に安全性等を検証のうえ、性能規定の併用導入を図るべきである。
担 上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方 府 省	【森林・林業再生プラン(抜粋)】 2. 森林資源の活用 (2) 木材利用の拡大 地域材住宅の推進とそれを支える木造技術の標準化、 木造設計を担える人材の育成、公共建築物などへの木材 利用の推進

の回答	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 森林・林業再生プランの趣旨を踏まえ、木材利用が拡 大するよう検討。
'-	亥規制改革事項に対する 体的考え方	本件は、国産材の利用促進を図る観点から、次期見直しの平成 24 年度を待たずに、早期に性能規定の併用導入を図るべきである。
対象	心方針	集成材の日本農林規格 第5条1項に定める仕様規定 について、次期見直しの平成24年度を待たずに、速やか に安全性等の検討に着手し、性能規定の併用導入を図 る。 〈平成23年度中に検討・結論〉

規制改革事項	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規
	制の緩和)
規制の概要	・延べ面積 3,000 ㎡を超える木造の建築物は耐火構造としなければならない(建築基準法第 21 条)。 ・ 3階以上の学校等を建築する場合は、耐火構造としなければならない(建築基準法第 27 条)。 ・ 高齢者福祉施設における、高齢者の日常生活に充てられる場所及び、幼稚園の乳幼児室を 2階以上に設置する場合は、耐火構造としなければならない(幼稚園設置基準第 8 条、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 11 条、指定居宅サービス等の事業のよる
担地公共市坦 转子办会员	事業の人員、設備及び運営に関する基準)
規制改革要望・賛成の意見 等	 大規模木造建築物の建築による地域材の需要が期待される中、高さ・面積による規制が大規模施設における木造建築を阻害している。特に学校においては、オープンスクールなど複合化・立体化した校舎が求められているにも関わらず、準耐火構造による木造建築が、延べ面積3,000 ㎡以下・2 階建を限度としているため、建築を断念せざるを得ない状況が生じている。 ヨーロッパ並に耐火時間性能による基準を設け、耐火性能を確保することを前提に、高さ・面積による数値規定を撤廃すべきである。 さらに、2階建の病院や保育園は準耐火構造による木造建築が認められているものの、幼稚園や特養・
	ショートステイの建設は認められておらず、2階建
	での建築を認めるべきである。
要望具体例、経済効果等	<規制改革要望>
	 ・地域材の需要が大いに期待され、地方の活性化や地球温暖化の防止など様々な効果が期待できる。また、木質空間による安心、かつ親しみやすい空間作りに貢献できる。 ・単純に2階というだけで規制しているところが問題である。斜面地において上下に機能を持ち、かつ上下階それぞれ避難階となる高齢福祉施設の建設事例において、20 建築確認審査機関は階数1の2階建とし

担当府省からの回答

て建築可能と判断した(それぞれが 1 階建と同じ避 難階として安全)。ところが県の高齢福祉課は確認申 請書類頭書きにある 2 階という数字にこだわり、西 側の部分にある高齢者宿泊機能は不可との判断を下 した。これにより、二つの部分は平面的に分離せざ るを得なくなった。

上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方

◆ 国土交通省

平成 12 年に建築基準法を改正し、建築基準の性能規定 化を行った結果、必要な耐火性能が確保できれば、木造 建築物であっても、延べ面積や高さの制限なく建築する ことが可能となった。

◆ 厚生労働省

地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等については一部を除き、地方公共団体の制定する条例に委任することとされ、耐火建築物等の設置要件についても参酌すべき基準とされたところであり、同計画を踏まえた地域主権改革推進一括法案の成立・施行後、2階建ての介護施設等ついて準耐火構造による木造建築を認めるかどうかについては各都道府県等の判断によるところとなる。

(参考)なお、平成22年3月13日に発生した札幌市のグループホーム火災を受け、「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」において、消防庁、国土交通省及び厚生労働省の3省庁が連携し、防火安全体制の在り方等について協議することとなっており、現在緊急調査を行っているところ。

◆ 文部科学省

現行制度下においても、保育室等を 1 階に置く場合には、園舎全体が 2 階建でであっても木造により建築することが可能であり、また保育室等を 2 階に置く場合でも、内装等において木材を活用することは可能である。

なお、幼稚園や保育所のあり方については、現在、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、「子ども・子育て新システム検討会議」(平成 22 年 1 月 29 日少子化社会対策会議決定)において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支

援のための包括的・一元的なシステムの構築について検 討が進められているところである。

- 幼稚園における保育室等の位置については、①緊急事態における幼児等の退避に係る安全管理上の観点、②幼児一人一人に目が行き届くようにするための指導上の観点、③園庭との連続性を確保し、生活上の望ましい拡がりを確保する観点等に鑑み、できるだけ1階に設置されることが望ましいことから、幼稚園設置基準においては1階に置くことを原則としています。
- このように、幼児の生活の特性のうえからも、また、 指導上、安全管理上も、幼稚園の保育室等はできる だけ1階に設置されることが望ましいのですが、保 育室等を2階に設ける場合については、緊急事態に おける幼児等の退避に係る安全を確保する観点か ら、園舎が耐火建築物で、幼児の退避上必要な施設 を備えている必要があると定めています。

【参考】昭和31年制定当時の幼稚園設置基準第8条園舎は、平家建を原則とする。特別の事情があるため園舎を二階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火構造で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容 ◆ 国土交通省、厚生労働省 上記のとおり。

◆ 文部科学省

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められているところであり、幼稚園や保育所のあり方についても、このような検討を踏まえ、就学前のすべての子ども達の質のよい成育環境を整えるとともに、質の高い幼児教育・保育を確保するという視点に立って検討を進めてまいりたい。

【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

当該規制改革事項に対する 基本的考え方

- ・ 技術革新の進展にも柔軟に対応しうるよう、材質規制という考え方から、性能規定化へ移行すべきである。
- ・欧州では時間耐火性能が求められるのみであるが、 日本では不燃性能・焼け抜けないことが求められて おり、時代の変化や技術の進歩を踏まえ、「耐火」の 概念を再度検討すべきである。
- ・面積 3,000 ㎡・2 階建以上は耐火構造とすべき、という数値に合理的根拠はない(昭和 22 年に発生した学校火災の校舎が 3,200 ㎡であったことから面積基準が制定されている)。

また、耐久・耐火性能は格段に向上しており、約60年前の規制(現在の建築基準法制定時の昭和25年から面積基準の変更なし)を現在の木造技術に適用するのは不合理である。

- ・耐火構造の部分を挟めば2棟とみなし、3,000 ㎡以上の建築も可能であるという通知は、実質的に3,000 ㎡以上の建築も安全であるということを認めているとも考えられる(但し、当該方式による建築は、棟毎に分断されてしまうため、複合化・立体化した校舎建設が行えないという問題がある。)
- ・ 法に規定される耐火性能を確保すれば木造建築であっても、延べ面積や高さ制限なく建築が可能であるとされているが、以下の理由から対応は極めて困難である。
 - 1) 建築物の各部に耐火構造の仕様を用いることについて、①石膏ボード等で外側等を覆う場合は木の素材の良さを生かすことができない。② 木質ハイブリッド構造のように鋼材等と組合わせる場合、製造メーカーが限定され、かつコスト増となるため、実用化が困難である。
 - 2) 個別の建築物の耐火性能を、「告示に定められた検証法で検証して建築主事等が確認」「高度な検証法で検証して大臣認定を取得」する場合について、学校等を建築しようとする場合に

	
	は、着火を避けるために天井を4m程度の高さ
	とする必要が生じてしまい、過去の学校建築の
	実績はゼロである(あくまでも、市民会館や体
	育館等の事例に限定されている)。
	・ 農林水産省・国土交通省による「公共建築物等にお
	ける木材の利用の促進に関する法律案」が本国会(第
	174 回通常国会)で審議中であるが、当該法律の制
	度趣旨に鑑みても、国産木材の活用が促進されるよ
	う、厳しい規制の合理化を図るべきである。
	・ 幼稚園については、避難経路等の安全確保が重要で
	あるが、保育園が2階建建築を可能としていること
	から、同等の基準として問題はないと考えられる。
	また、幼稚園設置基準制定は昭和31年であり、技術
	の進歩によって、耐火構造でなくとも「幼児の待避
	上必要な施設を備える」ことは可能である。
対処方針	1. 耐火構造に該当する延べ面積基準及び、学校や公会
	堂などの特殊建築物に係る高さ基準については、基
	準制定から長期間見直しが行われていないため、そ
	の間の耐久・耐火性能も含めた技術の向上等を踏ま
	え、現在も合理性を有するかについて検証し、見直
	しを行う。<平成 22 年度中検討開始、結論を得次第
	措置>
	2. 認定こども園も含め、幼稚園の設備設置基準につい
	て、保育園と同等の取扱いを可能とする。 <平成 22
<u> </u>	年度中措置>

【グリーンイノベーションWG ③】

規制	引改革事項	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等
		の構造計算に関する規定の緩和
規制	別の概要	建築基準法第 20 条に係る構造計算による構造安全性
		の確認にあたって、地階を除く階数が2または3であ
		り、かつ1階部分を鉄筋コンクリート造(RC造)とし、
		2階以上を木造の併用構造とする場合、延べ床面積 500
		m ³ 、軒高9m・高さ13mを超える場合にあっては、一
		般的な構造計算に加え、偏心率、層間変形角、剛性率の
		計算(2次設計)が求められている。
		一方、同様の併用構造であっても、延べ床面積が 500
	<u>[</u>	㎡、軒高9m・高さ13m以下の建築物にあっては、1
		階の RC 造部分を除いて剛性率の検討を行うことが可
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	能である(平成 19 年国土交通省告示第 593 号)。
	別改革要望・賛成の意見	RC 造と木造との併用構造の場合、RC 造部分を含む剛
等		性率の検討は通常は成立せず、このような計画は実質困
		難となっている。したがって、告示にて規定されている
		延べ床面積 500 m以下の住宅レベルの建築物は計画可
		能であるが、学校等の計画は実質不可能な規定となって
\ \		いる。地階をRC 造とし1~3階を木造とする場合も同
		様の行政指導を受けてしまう。
)		工学的には、延べ面積500㎡・軒高9m以下に限定
		する根拠はなく、高さ制限のみの規定とするなど、延べ
ļ		面積500㎡・軒高9mを超える建築物にあっても、「RC
	1	造部分を除いた剛性率の検討」を可能とすべきである。
		これにより木造校舎の建築が可能となり、国産材の利用
		推進にも資することが可能となる。
安国 	望具体例、経済効果等	RC 造と木造との併用構造は、豪雪地帯や傾斜地での
		建築及び、1階を店舗とする共同住宅などでの需要も高
15		く、木材の利用が促進される。
担	上記規制改革要望・賛成の	令 82 条の6第二号イに定める剛性率の検討は、令 81
当	意見等への考え方	条第 2 項第一号に定める保有水平耐力計算等を行うこ
府		とにより不要となるため、上述の建築物の計画は現行法
省		令上においても可能である。なお、延べ床面積 500 ㎡又
かっ	,	は軒の高さ9mを超える建築物について、RC 造部分を
ら		除いた剛性率の検討により安全性が確保できることに

		
の 同		一ついての技術的知見は得られていない。
回恢	【対応可能性のある場合】	上述の通り、現行法令上可能である。
答	見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】	_
	要望へ対応した場合に生	
	じる問題点及び問題点に	
	対する補完措置の有無等	
当語	核規制改革事項に対する	・ 面積や軒高の数値基準に根拠はなく(高さ・軒高の
基名	卜 的考え方	基準は、関東大震災後の 1924 年に規定された高さ
		42 尺、軒高 30 尺が継続している)、また、RC 造と木
		造との併用構造の場合、RC 造部分を含む剛性率の基
		準を満たす建築は実質的に不可能である。
		・ 延べ床面積 500 ㎡又は軒の高さ9mを超える建築物
		について、RC 造部分を除いた剛性率の検討により安
		全性が確保できることについての技術的知見は得ら
		れていないとしているが、現在、延べ床面積 500 m
		又は軒の高さ9m以下と規定している根拠を示すべ
}		きである。
ı		・保有水平耐力計算等を行えば剛性率の検討は不要と
		なるため、現行法でも建築可能としているが、木造
		軸組工法の場合、必要保有水平耐力の算出に必要な
		構造特性係数 (DS) が定められていないため、実 無効に建築は不見かった。
		質的に建築は不可能である。
		・ 地階を RC 構造(1~3階を木造)にする場合についても同等の取扱いとすることは、剛性率測定の趣旨
		(立面形状のバランスの確認)からして適当ではな
1		(工画が次のパブンスの確認)がらして過当ではない。
,		・・。 ・ 高さ制限を行うことで自動的に軒高は一定程度に決
1		定されることから、軒高による基準を定める必要は
		ない。
対処	□方針	高さ 13m 以下の RC 造と木造との併用構造に係る剛性率
		の計算においては、RC造部分を除いて検討可能とする。
		<平成 22 年度中措置>
		·

【グリーンイノベーションWG 4】

規制改革事項	木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し
規制の概要・賛成の意見等	耐火構造に係る性能評価試験の方法については「業務方法書」として整備され、指定試験機関による共有がなされている。耐火性能試験の試験条件として、試験体は、建築基準法施行令107条に規定する「火災の加熱が加えられる時間」(要求耐火時間)に等しい時間の加熱を実施した後、過熱をしない状態で当該時間の3倍の時間放置し、試験後の温度上昇の有無や試験体を構成する木材等の炭化の有無等を確認する必要がある。 例えば、木造の1時間耐火構造にあっては、1時間(60分間)の試験炉での加熱試験を行った後、試験体を試験炉に設置したまま、通常は加熱時間の3倍以上の時間の放置により、試験後の温度上昇の有無や試験体を構成する木材等の炭化の有無等を確認することとされている。 これは、実際の火災時を想定した試験方法と推測されるが、特に、外壁にあっては、通常は、火災終了(隣接する建築物等の火災時を含め)とともに、屋外側は外気
	にさらされることとなることから、上記の試験方法のような高温の余熱を蓄えた試験炉に設置したままでの一定時間の放置は過剰な評価となっている。 従って、特に外壁の屋外側に関する性能評価試験にあ
	っては、加熱終了後の一定時間の放置については、試験 炉から外した(脱炉)状況により放置することとする合 理的な見直しが見直されるべきである。
要望具体例、経済効果等	性能評価試験を実態に即した方法とすることにより、木材を含む素材の活用方法の幅が広がる。
担 上記規制改革要望・賛成の 当 意見等への考え方 府 省	実際の火災では、外壁の屋外側については、隣接する建築物の燃焼が終了しても引き続き放射熱等の影響を受けることが想定されるため、試験炉に設置したまま一定時間放置する現在の試験方法は合理的である。
か 【対応可能性のある場合】 ら 見直し予定及びその内容 の	_

回 【対応困難とする場合】 答 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

試験炉から外した(脱炉)状況により放置することとすると、隣接する建築物の燃焼終了後の放射熱等の影響が考慮されなくなり、必要な耐火性能が確認されないおそれがある。

当該規制改革事項に対する 基本的考え方

- ・要求耐火時間に等しい時間の加熱後に、その3倍の時間を放置するという現行基準は、室内の温度条件を再現していると考えられるが、外壁の屋外側に係る評価試験にも適用するのは基準が厳格すぎるため、合理化を図るべきである(耐火炉内温度は下がりにくいが、実際の火災時は外気にさらされるため温度は保たれない)。
- ・耐火構造や準耐火構造の性能評価における加熱方法 や判定基準は、概ね ISO834-1 に従っているが、要求 耐火時間の加熱後に当該時間の3倍の時間放置する ことは日本独自の規定と考えられる。

現行の「3倍の時間を放置する」ことを合理的とするならば、輻射熱の条件に等しいという根拠を示すべきである。

- ・日本建築学会「木質系部材の耐火構造試験方法に関する研究」においても、「外壁外部側で想定される火災は、隣接建物からの延焼・噴出火災、若しくは下階からの噴出火災であるが、耐火構造区画で燃物消費後は、噴出火災は生じない。また、隣接建物の火災終了後の熾き等から建物外周部材が放射熱を受け続ける場合も、大気に曝されるため、区画火災のように、火災で著しく高温になった部材同士の間で熱のフィードバックが行われることはない。」ため、「炉内で放置する現在の方法は、実火災終了後と比べ過度に危険側であると考えられる。」とされ、外壁外部側耐火加熱試験における炉外放置の妥当性検証が行われている。
- ・耐火性能に係る評価方法には、未整備な部分や解釈 の異なるものが存在しており、業務方法書全般の整 備を更に進めるべきである。

対処方針	外壁の屋外側に関する性能評価試験については、加熱終 了後の一定時間の放置を脱炉状態とする。 <平成 22 年 度中措置>

【グリーンイノベーションWG ⑮】

規制改革事項	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	
規制の概要	省エネ基準として、断熱性や気密性に関する建築主等の	
	判断基準が示されている(最新の基準が平成 11 年に改	
	正告示され、その後一部改正されているが、水準は変更	
	なし)。	
	・ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建	
	築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準	
	・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築	
	主等及び特定建築物の所有者の判断の基準	
	・ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、	
	施工及び維持保全の指針	
規制改革要望・賛成の意見	現行の省エネ基準の達成率は新築建築物:85%、新築	
等	住宅:36%に到達している一方で、住宅・建築物が中心	
	を占める民生部門の最終エネルギー消費は過去 30 年で	
	3倍増となっており、新たな基準の策定により更なる省	
	エネ・CO2 削減を図るべきである。	
	また、現在は第一種特定建築物を除き、省エネ措置が	
	著しく不十分であっても勧告で留まっており、実行力を	
	高めるための仕組みの創設が求められる。	
要望具体例、経済効果等	家庭部門の 002 排出量削減のためには、家電機器の省	
	エネ化、家の断熱やエネルギーマネジメント等の省エネ	
	住宅化が考えられる。	
	新たな技術の普及により、家電機器の省エネ化や建	
	材・窓などの断熱性能は向上しているが、住宅全体とし	
	ての総合的評価が実現されていない(エアコンなどの家	
	電機器の性能が向上しても、機器を利用する住宅の性能	
	が伴わないと効果的な省エネには繋がらない)。	
	建材や省エネ機器を含め、住宅全体を1つの単位とし	
ı	て省エネ性能を総合的に評価する手法を検討、定量化を	
10 (27 10 4 11 7 L ++ ++ ++ ++ ++ ++ + + + + + + + + +	行うべきである。	
担 上記規制改革要望・賛成の	◆経済産業省・国土交通省	
当 意見等への考え方	平成20年法改正により、省エネ措置の届け出対象を	
府	300㎡以上の住宅・建築物にまで引き下げるととも	
省	に、中小規模の住宅・建築物(300~2000㎡)に	

か		ついて、省エネ措置が著しく不十分である場合の「勧告」
ら		を新たに規定し、適切な執行に努めているところ。
の		「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21
回		年12月8日閣議決定)において、建築物の省エネ判断
答		基準の見直しが盛り込まれたところ。
		住宅の省エネ化に係る措置等については、改正法の施
		行状況等も踏まえ、十分な検討が必要。
	【対応可能性のある場合】	◆経済産業省・国土交通省
	見直し予定及びその内容	建築物の省エネ判断基準の見直しについては、2年後の
1		施行に向けて、本年3月に両省共同の検討委員会を設置
1		し、これまでの設備毎の基準ではなく建築物全体でのエ
		ネルギー消費量を総合化した基準の検討を開始したと
		ころ。
1	【対応困難とする場合】	
	要望へ対応した場合に生	
	じる問題点及び問題点に	
	 対する補完措置の有無等	
1	亥規制改革事項に対する	・ 民生部門、特に建築物・住宅に係る省エネ対策は極
基本	体的考え方	めて重要な課題である。家庭部門においては、多様
		│ なライフスタイルの変化によって、近年 CO2 排出量 │
		増加傾向にあり、CO2 削減に係るコストと削減効果
		を充分考慮した上で、省エネ対策を進めるべきであ
		る。
		・ 建築物・住宅とも、遵守の実行力を高めるための施
		策を含めた、新たな省エネ基準を策定すべきである。
		・ 建築主と入居者が異なる場合が多いため、建築主に
		省エネ基準を遵守するインセンティブとなるような
		施策が有効であると考えられる。
対処方針		建築物について、措置の実行力を高める方策を盛り込ん
		だ、新たな省エネ基準を策定する。<平成 23 年度中措
		置>

【グリーンイノベーションWG ⑯】

規制改革事項	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し
	(広域回収に関する廃棄物処理法の緩和)
規制の概要	廃棄物処理法においては、廃棄物の収集・運搬・処分
	に関する事業の実施にあたって、一般廃棄物は市区町
	村、産業廃棄物は都道府県等の許可を取得しなければな
	らない。広域的に回収を実施しようとする場合には、多
	数の自治体毎に事業の許可を取得することが必要とな
	っている。
	また、廃棄物処理法の特例として設けられている広域
	認定制度については、特例の対象が製造事業者等による
	自社製品を回収する場合に限定されている。
規制改革要望・賛成の意見	現在、レアメタル等の安定供給確保のためには、国産
等	資源である「都市鉱山」のリサイクルに取り組むことが
	重要である。有望な都市鉱山としては、レアメタル等が
	高濃度に含有されている携帯電話や小型ゲーム機、携帯
	音楽プレーヤーなどが考えられる。
	レアメタル等のリサイクルを推進する観点から、製造
	事業者のみならず、リサイクル事業者などが広域的に携
	帯電話や小型家電等の回収を行えるよう、廃棄物処理法
	の広域認定制度について、以下の見直しをするべきであ
	る。
	① 認定事業者は、全て他社製品の場合も取り扱える
	ようにする。
	② 一般廃棄物に係る品目指定を撤廃し、認定事業者
	として、小型家電等のレアメタルを含む製品を広域
	に回収しようとするリサイクル事業者等も認める
	ようにする(例えば、レアメタル回収に係る事業計
	画単位での認定を行うこととするなど)。
要望具体例、経済効果等	近年、経済情勢の急激な変化等により、資源価格の変
	動が著しく、液晶テレビや携帯電話などの製造に不可欠
	なレアメタルをはじめとする希少資源の確保が重要な
	課題となっている。
	我が国は、世界最大級のレアメタル消費国であり、電
	子機器に含まれる総量は大型資源国の埋蔵量に匹敵す
	るとも言われており、効率的なリサイクルによって資源
	循環を促進する必要がある。

<国民の声>

- ・総合商社は単に販売や卸のみをその業務の中心としているのではなく、様々な異なる業種や企業、団体等を結びつけることで新しい価値、産業、事業等を創出していくことを得意としており、廃棄物についても、単に広域的に処理するに止まらず、既に構築済みのネットワークや物流ルート等も活用しつつ、廃棄物の収集、処理からリサイクル、リサイクルされた財の活用、販売までを効率的に行うことが可能である。
- ・ また、新成長戦略の基本方針にも記載された「グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進」のうち、「リサイクルの推進による国内資源の循環的な利用の徹底」等にも資することとなると考えられる。
- ・ 当社は、優良な廃棄物処理・リサイクル企業を全国 ネットワーク化する活動を行っているが、本ネット ワークを活用して、最適なリサイクルを行うために は、民間の優良かつ自主的な取り組みを活かした本 ネットワークの範囲内での廃棄物処理法に基づく収 集運搬業・処分業の許可が緩和されるなどの措置が 望ましい。
- ・オフィスにおけるPCの入替え時など、商習慣として、客先より他社製品の下取りを要求されることが多く、スムーズな回収/リサイクルに支障が生じる場合がある。現在、一体的に販売される他社製品や、やむを得ず混入してしまった他社製品については、広域認定制度の対象となるが、よりスムーズな回収/リサイクルのためには、同一性状の製品など、適正な処理を行えると認められる場合は、原則として他社製品についても回収を認める方向での規制緩和を検討いただきたい

- ①他社製品も回収することについて
- ・ 広域認定制度は、製造事業者等自身が自社の製品の 再生又は処理の工程に関与することで、効率的な再 生利用等を促進するとともに、再生又は処理しやす い製品設計へ反映させることを条件として、各自治 体による許可を不要としている特例。
- ・ 同種の製品を製造する複数の事業者が、共同で広域 認定制度の申請を行うことは現行制度上も可能であ

当府省からの

回

答		り、その場合、共同申請した他社の製品を回収することも可能であることから、要望への対応もこの共同認定を広げる形で実質的に可能。 ・実際、パソコン等の情報処理機器が廃棄物となったものについては、製造事業者により構成されている団体が既に認定を取得しており、その参加企業数、対象廃棄物の種類はともに年々拡大している。
		②一般廃棄物の品目撤廃及び、認定事業者の対象範囲拡大について ・環境省告示にて定められている一般廃棄物の広域認定制度に係る品目指定については、事業者から検討し、その内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであり、これまでもパソコン、携帯電話等が順次追加されてきている。・したがって、製造事業者等が新たに現在品目に追加されていないレアメタルを含む製品を広域に回収しようとする事業計画を立てた場合、品目を追加した上、認定することが可能。・一方、一般廃棄物については、市町村が統括的な処理責任を有しているところ、その責任の範囲を明確にし、適正な処理を確保するためには、品目を指定しておくことは重要である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	①他社製品も回収することについて 広域認定制度は、あくまで製造事業者による拡大生産者 責任の推進のための特例であって、全ての回収製品が他 社製品である場合には、製造事業者が再生又は処理しや すい製品設計への反映等を行うことはできない。そのた め、無制限に他社製品を取り扱えることとすることはな じまないが、共同認定による処理を更に促進するため、 現在、共同認定において一定の要件を満たす場合、共同 認定外の事業者が製造した同種の製品について認定の 対象と認めることについて、制度運用の見直しを行って いるところである。なお、一定の要件としては、共同認 定を受けている事業者の合算で、国内での当該製品の販 売シェアの太宗を占めていると認められること等を考 えている。

	②一般廃棄物の品目撤廃及び、認定事業者の対象範囲拡大について 具体的な相談があった場合には、速やかに品目追加の可否を検討することとしたい。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方	 ・使用流水型では、大きな大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、

<u></u>	
	ても、原則として加盟各社が自社製品を処理するこ
	ととされており、効率的なリサイクルが行われてい
	るとは言い難い。
	・ 共同認定外の事業者が製造した製品の回収を認める
	要件として、共同認定を受ける事業者の合算が国内
	での当該製品のシェアの太宗を占めることとしてい
	るが、国内製造事業者の大半が共同処理を合意する
	必要があり、事業者の創意工夫による効率的リサイ
	クルが制限されてしまう。
	・ 一般廃棄物は品目が指定されていることによって、
	当該品目以外の申請は不可能であるという誤解を招
	いており、国と自治体との問題であるならば、自治
	体宛の通知を国が発出すればよい。
	また、一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、広域
	認定の指定品目となったからといって責任の所在が
	変わるものではない。
対処方針	1. 広域認定制度における認定事業者は、回収対象が全
	て他社製品であっても取扱い可能とする。<平成22
	年度中措置>
	2. 小型家電等のレアメタルを含む製品のリサイクルを
	効率的・効果的に行うため、広域的回収・リサイク
	ルに係る事業計画単位で認定を行うような制度の導
	入を行う。<平成 22 年度中検討開始、結論を得次第
	措置>

住宅・土地サブグループ 検討項目一覧表・対処方針シート

W G	番号	項目名	関係府省庁	ページ
グリ	1	区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和 法務省		1
ーン W	② 借地借家法における正当事由制度の明示(建物の老朽化、耐震性など) 法務省		5	
G (住宅	3	容積率の緩和	国土交通省	9
l ±	4	既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	国土交通省	13
地	5	建築確認・審査手続きの簡素化	国土交通省	15

各検討項目 対処方針シート

【住宅・土地 ①】

規制改革事項		区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和
規制	一の概要	区分所有法上、管理組合総会の決議要件は、以下のとおり、区分所有者数と持分面積比による議決権の両方で必要となっている。 ・建替えの場合は4/5以上の賛成 ・改善工事等の改修を行なう場合は3/4以上の賛成
規制等	改革要望・賛成の意見	上記の4/5、3/4の決議要件は過大なのではないか。また、決議要件が区分所有者数(人数要件)と持分面積比による議決権(面積要件)と2種類あり、両方をクリアする必要はあるのか。所有者が極めて少ない場合、僅かな反対者や不在家主の存在で人数要件をクリアできず、建替えや改善工事等が進まない要因となっている。
		一律の要件緩和が困難な場合には、建物の主要用途毎に決議要件を定めることとすべきである。たとえば、居住用は現行のままとして、商業用・オフィス用については、人数要件を削除して面積要件のみとし、併せて規約で別段の定めができる範囲を拡大すべきである。
	望具体例、経済効果等 	・すべての建物について必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。 ・商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を嫌がる個人オーナーが4分の1以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに不利益が生じているケースがある。
担当所	上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方	対応困難
省から	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

らの回答

【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等

建替え決議要件については、法務省において、国土交 通省との密接な連携の下に、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、老朽化マンション等の実態調査(アンケート調査およびヒアリング調査)を実施し、その結果を 平成 20 年 11 月(アンケート調査)および平成 21 年 9 月(ヒアリング調査)に公表した。これら実態調査の結果、区分所有法の建替え決議要件の緩和が老朽化マンションの立替促進に寄与する程度は乏しく、他方、建替え決議要件を緩和した場合、反対者は区分所有権を失い、 退去させられやすくなること、建替え費用を捻出できない高齢者等が居住の場を失い、社会問題化するおそれがあることなどの問題が生じるため、現行の決議要件を維持することが適当と考える。

改善工事等の改修については、区分所有法が、集会の 決議要件として頭数要件をも要求しているのは,区分所 有関係は建物・敷地等の共同所有関係であると同時に共 同利用関係であり、後者の観点からは、各区分所有者が それぞれ同じ大きさの議事参加権を有することとして、 小さな共有持分しか有しない区分所有者の意見をも管 理の在り方に反映させることが相当であると考えられ ることによるものである。そして、この趣旨は、商業施 設などの非居住用用途の建物についても妥当するもの である。なお、商業施設などにおいて一部の区分所有者 が大部分の持分を有することもあるが、むしろ、区分所 有法は、このような利用形態を念頭に置いた上で、規約 による頭数の定数の緩和を許容しているところであり. たとえば、1~2名程度の大オーナーが専有部分の大半 を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有してい るようなケースであっても、頭数要件を規約で緩和する ことにより対応可能である。

当該規制改革事項に対する 基本的考え方

- わが国住宅ストック(約4,700万戸)の約1割(約545万戸)を占めるマンションについては、築後相当期間を経過し老朽化したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成、建築資金の調達等様々な障害が存在するため、建替えが進捗していない。2020年時点で築後40年超の老朽マンションは94.3万戸と想定される。
- 他方、マンション建替え事業の実施状況は、平成 21年10月時点において、工事完了済み及び工事実施 中を合わせて 164件に留まっている(国土交通省調

査)。

- 商業ビルについても、築後相当期間を経過し老朽したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意 形成等様々な理由により、大規模改修や建替えが進捗 していない。
- 建替えや再開発が円滑に進まず、老朽化した建物や 耐震性が劣る危険な建物が都市に残ることは、大きな 社会問題である。
- → 決議要件が厳しいことにより建替えや改修が進まない場合には、①一部の反対者によって、当該区分所有建物の居住者、利用者等の生命や財産を危険にさらすことになる、②賛成者の快適な居住や利用の利益が奪われるなどの問題が生ずる。
- すべての建物について将来的には必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。
- 「実態調査の結果,区分所有法の建替え決議要件の 緩和が老朽化マンションの立替促進に寄与する程度 は乏し」いとの意見であるが、実態調査の結果による と、現行の決議要件によって円滑な建替えが進まない 案件があることは事実である。決議要件の緩和を含め た制度改正を行うことにより、老朽化した又は耐震性 の弱いマンションの建替えや改修が少なからず促進 されることは間違いない。
- 「建替え決議要件を緩和した場合、反対者は区分所有権を失い、退去させられやすくなること、建替え費用を捻出できない高齢者等が居住の場を失い、社会問題化するおそれがあることなどの問題が生じる」との意見は理解できるが、反対者の中に含まれる弱者を保護するためにマンション建替えが困難になる結果、建替え賛成者の利益が失われることは、所得分配上極めて不公正である。これに対しては、反対者の権利保護(例えば、公営住宅への入居等)や建替え費用に対する公的補助等の措置を講じることにより、問題を解決できる。
- 「管理規約で人数要件を緩和することにより対応可能」との意見であるが、老朽化したマンション等においては、管理規約が存在しないことも多く、また、そ

の規約改正も3/4の特別決議が必要であり、現実的 には規約により対応することは困難である。

⇒ 以上の観点から、今後大きな社会問題となる可能性のある老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改修を円滑に進めるため、決議要件の緩和を含めて制度を見直すべきである。

具体的には、①決議要件の一般的緩和、②主要用途に合わせた決議要件の緩和、③議決権要件を充足しているものの、頭数要件を充足していない場合の特別措置、④所在不明となっている区分所有者の取り扱い、⑤決議における棄権票の取り扱いなどの措置について検討を行い、一定の結論を得るべきである。

対処方針

建物の円滑な建替え・改修等を促進するためには、区分所有法上の建替えや改修に係る決議要件の見直し、反対者に適切な補償をするための客観的な評価基準の確立を含めた種々の措置が必要である。このような視点から、住宅・都市行政を所管する国土交通省と密接な連携の下、引き続き制度改正に向けた検討を行い、早期に結論を得る。

<平成22年度検討開始>

【住宅・土地 ②】

規制改革事項		借地借家法における正当事由制度の明示 (建物の老朽 化、耐震性など)	
規制の概要		借地借家法では、賃貸人による更新拒絶・解約申入れ の正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、従前の経過、利用状況、現況、財産給付であ る。明け渡しに関し賃貸人・賃借人間で争いが生じた場 合は、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所 等で判断されるのが現状であり、傾向としては賃借人に 有利な判断が下される場合が多い。たとえば、建替えの みを理由に明け渡しが認められることは皆無に等しく、 老朽化の場合は相当な老朽化でなければ明け渡しが認 められない。(借地借家法第28条)	
規制	 引改革要望・賛成の意見	建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の	
等		正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性、再開発を理	
		由とした建替えの事由等を法改正により明記し、その正	
		当事由とすべきである。	
要望	星具体例、経済効果等	良好な街づくりのためには、老朽化した建物の建替え	
		や改修が不可欠であるが、賃借人との明渡し交渉の不調	
		がそれを阻害している場合がある。耐震性能の強化につ	
		いても、明渡し交渉の困難により不可能となる場合があ	
		る。良好な街づくりや良好な建物ストックの形成のため	
		にも、借地借家法を改正するなどの方策が必要である	
担	上記規制改革要望・賛成の	対応困難	
当	意見等への考え方		
府	「サウコ化性のもフ坦へ」		
省	【対応可能性のある場合】		
か	見直し予定及びその内容		
5	【対応困難とする場合】	神物の老板火笠を囲むについた。ついの建株を沖縄が	
の回	要望へ対応した場合に生	建物の老朽化等を理由にマンションの建替え決議が されたことを正当事由とすることについては、法務省に	
答	安全ペガルとた場合に主じる問題点及び問題点に	されたことを正当事曲とすることについては、法務省に おいて、国土交通省との密接な連携の下に、建替え決議	
	対する補完措置の有無等	おいて、国工文通省との留接な連携の下に、建省た沃識 がされたマンションにおける借家人の建物明渡しに係	
	かり の間元16世の分無寺	かされたマンションにありる情家人の建物明没しに係 る実態を把握し、見直しの要否を検討するために、平成	
		句美感を允確し、兄直しの安告を検討するために、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、老朽化マンションの	
		実態調査 (アンケート調査及びヒアリング調査) を実施	
		大心叫且 (ノンノ 「叫且以ひしノリンノ副且) で美胞	

し、その結果を平成20年11月(アンケート調査)及び平成21年9月(ヒアリング調査)に公表した。これらの実態調査の結果、正当事由制度が建替え事業の進捗を阻害しているとの立法事実は認め難く、一方で、建替えの必要性等を常に正当事由とした場合、高齢者や零細企業等、正当事由により保護されるべき借家人が一方的に立退きを強制されることとなり、その保護の要請に反すること、正当事由という柔軟な判断枠組みが硬直化することとなり、借家人との適切な利害調整を図ることができなくなることなどの問題が生じるため、現行の正当事由制度を維持することが適当と考える。

なお、上記規制の概要記載の「傾向としては賃借人に 有利な判断が下される場合が多い。たとえば、建替えの みを理由に明け渡しが認められることは皆無に等しく、 老朽化の場合は相当な老朽化でなければ明け渡しが認 められない。」という点については、根拠が不明確であ り、正当事由に関する裁判例の分析結果として、その適 切性には疑問がある。

当該規制改革事項に対する 基本的考え方

- 大都市圏等に木造住宅密集地域が多く存在しており、そのうち老朽住宅の割合が高いものについては、防災性の向上、居住環境の整備等の観点から、早期に建替え・再開発を行うことが喫緊の課題となっている。
- わが国住宅ストック(約4,700万戸)の約1割(約545万戸)を占めるマンションについても、築後相当期間を経過し老朽化したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意形成、建築資金の調達等様々な障害が存在するため、建替えが進捗していない。2020年時点で築後40年超の老朽マンションは94.3万戸と想定される。
- 他方、マンション建替え事業の実施状況は、平成 21年10月時点において、工事完了済み及び工事実施 中を合わせて164件に留まっている(国土交通省調 査)。
- 商業ビルについても、築後相当期間を経過し老朽したものが増加しているにもかかわらず、関係者の合意 形成等様々な理由により、大規模改修や建替えが進捗 していない。
- 建替えや再開発が円滑に進まず、老朽化した建物や 耐震性が劣る危険な建物が都市に残ることは、大きな

社会問題である。

- すべての建物について将来的には必ず建替えや改修が必要になるが、多数の老朽化した又は耐震性の弱い建物の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修を可能にする制度を準備しておく必要がある。
- 「実態調査の結果、正当事由制度が建替え事業の進 捗を阻害しているとの立法事実は認め難」いとの意見 であるが、実態調査の結果によると、借家人の退去が 円滑に進むような仕組みが建替えを円滑に進めるために必要であるとする回答が認められる上、建替え決 議がある場合に賃貸借契約を終了できる又は借家権 の消滅を請求できる制度を肯定する回答が多い。正当 事由制度を含めた制度改正を行うことにより、借家人 の退去が円滑に進み、老朽化した又は耐震性の弱い建 物の建替えや改修が少なからず促進されることは間 違いない。
- 借家人保護の要請は重要であり、これは福祉政策、 公営住宅への入居、適正な金額の算定基準を設けた上 で立退料を支払う仕組みの確立等の措置により対応 可能である。
- 弱者保護のために再開発を困難にして、周辺住民に 危険負担を強いるのは、所得分配上極めて不公平であ る。弱者保護のためには、正当事由制度以外の別の手 段を用いるべきである。
- ⇒ 以上の観点から、今後大きな社会問題となる可能性 のある老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改 修を円滑に進めるため、借家人保護への配慮を十分に行 った上で、建替えの必要性がある場合に正当事由を認め る又は賃貸借契約を終了できるなど借家人から円滑に 明渡しを受けることができる方策が必要である。

具体的には、①借地借家法第 28 条の正当事由の考慮 要素として「建替えの必要性」等の文言を明記する、② 建替え決議があったことなどの一定の要件を備えた場 合には、借地借家法第 28 条を適用せず、期間途中でも 賃貸借契約を終了させることができる措置を講ずるな どの方策について検討し、一定の結論を得るべきであ る。

【住宅・土地サブグループ ③】

	31
規制改革事項	容積率の緩和
 規制の概要	容積率とは、敷地面積に対する建物の延床面積の割合
. 70 10 2 77 1770 35	存領率とは、敖地面領に対する建物の延休面領の割合 であり、都市計画区域内においては建築基準法の規制に
	より用途地域の種別や前面道路の幅員等により容積率 のよ児が実められている 密積変制児の日的はくいる
	の上限が定められている。容積率制限の目的はインフラ に対する免費の制限と良好な声符物環境の維持とされる
	│に対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされり │ ていて
	ている。
184175甘亚胡	四块各种。原始。阿里,
│規制改革要望・賛成の意見 │ _{──}	環境負荷の低減の観点からは、都市中心部に住宅供
等 	給を促進し、職住近接を実現することや、環境性能に 少えみた建築物の建装されるよくことが効果物でも
	│劣る老朽建築物の建替えを促進することが効果的であ │る。
	また、人口減少・高齢化社会においては、社会的費
	用の大きな郊外の開発は抑制し、機能が集約した都市
	空間の高度利用を図り、バリアフリー等に配慮した利
	便性の高い施設などを都市部に重点的に整備すること
	が求められている。これにより、郊外緑地等の環境を
	保全するとともに都市の豊かさ、利便性を享受するこ
	とが可能となる。
	これらの都市中心部への住宅供給、都市空間の高度
	利用等を促進するためには、以下のように容積率規制
	を大胆に見直すことが必要である。
	① 都市中心部の業務地区などに職住近接に資する住
	宅を建設する場合には、社会インフラへの負荷が低い
	ことから大幅に割増した容積率を認める。
	② 地区内でしか容積率の移転が認められない特例容
	積率適用地区制度を拡充し、地区外の環境を保全すべ
	き郊外の緑地等から未利用の開発可能な容積を都市
	部の割増分の容積率として移転することを可能とす
	る。さらに都心部の住宅用途に容積率移転する場合に
	は一定の加算措置を講じる。
	③ 日照権の補償価格の算定基準や権利移転のための
	ガイドラインを策定し、実質的な容積率規制となって
	いる日影規制について、近隣住民が補償等の代替措置
	で納得するのであれば、指定容積率まで建築すること

		を認める。 ④ 安全性や環境対策の観点から、耐震性や環境性能に 劣る老朽建築物の建替えには容積率の割増を認める。
要望具体例、経済効果等		職住近接の実現によって、通勤等に要するエネルギー 負荷が減りエネルギー効率が良くなることや郊外の緑 地等が保全されるなど環境対策として効果的である。 また、都市中心部の容積率緩和は景気対策の面でも財 政に頼らず波及効果の高い住宅需要を喚起することが 可能であり、都市空間の高度利用により産業の生産性の 向上等も期待できる。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	①、②については、住宅・土地SGにおける審議の過程で統合整理された案件。 ③について日影規制については、日照紛争の増大に対応し、公お居住環境の重要な要素であるとの観点からにおける日照の確保による居住環境の確保を図用対象であるとなる。このため、日影規制のである。となるとなるとなるとなるとなる。このため、日影規制のである。一方、容積率制限についてある。一方、容積率制限については、の観点から的であり、それぞれの規制に応きるがであり、それぞれの規制に応告のである。それぞれの規制に応告のである。4について容積率は、地方公共団体が、地域の実情にである。4について容積率は、地方公共団体が、地域の実情にである。のため、容積率の緩和が必要な場合、地方公共団体が可能である。なお、個別の建築物の建替え計画や地域の実情に応度を活用することによっていては、地方公共団体が可能である。なお、個別の建築物の建替え計画や地域の実情に応度を活用することによっての制度の活用が考えられる。この点については、高度な環境対策を行うにていては、「容積率特例制度の活用等については、「容積率特例制度の活用等については、「容積率特例制度の活用等については、「容積率特例制度の活用等については、「容積率特別制度の活用等については、「容積率特別制度の活用等については、「容積率特別制度の活用等については、「容積率特別制度の活用等については、「容積率特別制度の活用等については、「容積率特別制度の活用等については、「容積率に対域を発表して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域に対域を表現して、対域を表現し、対域を表現して、対域を表現して、対域を表現して、対域を表現し、対域を表現して、対域を表現し、対域を表現し、対域を表現し、対域を表現し、対域を表現し、対域を表現り、対域を表現り、対域を表現り、対域を表現りでは、対域を表現り、対域を表現りでは、対域を表現りでは、対域を表現りでは、対域を表現りでは、対域を表現りでは、対域を表現りでは、対域を表現りでは、対域を表現りが、対域を表現りでは、対域を表現りが、対域を表現りでは、対域を表現

的助言)」(平成 20 年 12 月 25 日)を発出し、総合設計制度等による容積率制限の緩和の対象として明ら

		かにしたところ。
		また、バリアフリー化された建築物については、バ
		リアフリー法第 19 条に基づく認定特定建築物に対す
		る容積率の特例、バリアフリー法第 24 条に基づく建
		築物特定施設に対する容積率の特例が設けられてい
		るところである。
	【対応可能性のある場合】	④について
	見直し予定及びその内容	- 既存制度で対応可能
	【対応困難とする場合】	③について
	要望へ対応した場合に生	「上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方」③
	じる問題点及び問題点に	し のとおり。
	対する補完措置の有無等	3.20070
当計	核規制改革事項に対する	① 環境負荷の低減に資する職住近接の実現のために
基々	k的考え方	は、都市中心部における容積率について優遇措置を検
		討するべきである。
		② 都市空間の高度化を図り、社会的費用の高い郊外開
		発抑制のためのインセンティブとして、郊外の緑地等
		から都市部へ容積率を移転可能とすることは、効果的
		であり、乱開発や不正行為等を防止する措置を講ずる
		ことも含め検討すべきである。
		③ 日影規制については、近隣住民などからの日照妨害
		等のトラブルの原因となり、その近隣調整等の社会的
		コストが問題となっている。そのためにも日照権の価
		格の算定基準や権利移転のためのガイドラインを作
		成し、近隣住民等への補償コストの明確化を図ること
		が重要であり、日影規制について、近隣住民が補償等
		の代替措置で了解するのであれば、指定容積率まで建
		築可能とすることを検討すべきである。
		④ 老朽建築物の建替えは、耐震性・環境性能の向上、
		バリフリー化など高齢化社会への対応の面でも促進
		すべき問題であり、そのインセンティブとして容積率
		の緩和を検討すべきである。

対処方針	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、
	防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、都市中
	心部の住宅用途の容積率の緩和、地区外から容積率を移
	転することを可能とする容積率の移転制度の整備、日影
	規制の見直し、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩
	和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。
	<平成 22 年度検討・結論>

【住宅·土地 ④】

規制改革事項		既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し
規制の概要		建築後の建築基準法等の改正により、現行の法令が適
		用されれば違法建築物となる既存不適格建築物につい
		ては、一定の要件を満たす場合を除き、増築、改築等を
		行う際に現行法の規定に適合させる必要がある。(建築
		基準法第86条の7他)
規制	制改革要望・賛成の意見	中古住宅を活用する際にはリフォームを行うことが
等		一般的であるが、既存不適格建築物の場合、大規模なリ
		フォームを行う際には現行の建築基準法に適合させる
		必要があるため、リフォーム箇所以外も改築等を行わな
		│ければならず。結果として既存建築物の利活用が進まな │
		い要因となっている。
		このため、既存不適格のままでもよいとされる上記の
		一定の要件を拡大し、既存建築物の利活用を促進すべき
		である。
要	望具体例、経済効果等	既存部分と増改築部分が構造上分離していると認め
		られる工法を採用することなどを条件として、増改築部
		分の面積が既存部分の2分の1を超える場合において
		も、既存部分には現行の構造基準を適用しないことなど
<u> </u>		を認めるべきである。
担	上記規制改革要望・賛成の	住宅内のリフォーム工事は、通常、建築基準法の大規
当	意見等への考え方	模な修繕や模様替に該当せず、建築基準は遡及適用され
府		ない。
省		大規模な修繕模様替については、集団規定は適用され
か		ず、建築物の構造耐力上の危険度が増大しないものにつ
6		いては構造規定は遡及適用されない。
の		既存不適格建築物の増築等については、平成 17 年の
回		改正建築基準法及び平成 21 年の告示改正等により、緩
答		和措置を講じたところ。
		今後、事業者等への説明会において、既存不適格建築
	File of the late o	物の増築等に係る緩和措置について周知していく。
	【対応可能性のある場合】	上記のとおり。
	見直し予定及びその内容	

【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方	リフォームがなされなければ、老朽陳腐化した最低限の基準を満たさず、かつ快適性に劣る建築物が引き続き残ることとなる。そうであるならば、一定の安全性能等を担保する措置を講じた上で、法の適用除外の対象となる一定の要件を拡大すべきとの考えもある。「既に緩和措置を講じたところ」との回答であるが、国土交通省内に設置された「建築基準法の見直しに関する検討会」においても既存不適格建築物の増改築制限の見直しに関する意見が提出されているところである。その意見も踏まえ、緩和措置の拡大について検討を行うべきである。
対処方針	既存不適格建築物の増築等にかかる緩和措置の拡大について検討を行い、結論を得る。 〈平成 22 年度検討・結論〉

【住宅·土地 ⑤】

規制改革事項	建築確認・審査手続きの簡素化
規制の概要	構造計算書偽装問題を受け、一定規模以上の建築物を
	対象に構造の専門家によるダブルチェックを行う構造
	計算適合性判定制度の導入、建築主事が行う確認審査の
	方法を示した確認審査等に関する指針の制定等といっ
	た、建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法の
	改正が行われ、申請図書の記載内容の詳細化・添付書類
	の増、審査期間の長期化等による建築着工の大幅な落ち
	込みなどの影響が生じている。
規制改革要望・賛成の意見	平成 19 年 6 月から建築確認に係る審査手続きが改正
等	になり、従来1か月程度だった審査期間が3か月以上も
	かかるなど長期化し、企業の事業運営におけるスピーデ
	イな対応が阻害され、機会損失を生じさせている。現状
	では、後工程の審査機関では前工程の審査が完全に確認
	されないと次のステップに移ってくれないが、建築主事
	や消防、判定機関等の各機関での審査を直列ではなく、
	並列にて進めるなどの審査手法の合理化により、審査期
	間の短縮化が可能である。加えて、審査機関や審査者に
	より、確認審査の運用にバラツキがあり混乱の一因とな
	一っているため、審査基準等の周知徹底・技術的助言等も
	行うべき。
	また、構造計算概要書と構造計算書など申請図書の内
	容が重複するものは統一化し、各図書の記載すべき事項
	の簡略化、明示化等の申請図書の簡素化を図るべきであ
西胡目什例 经交替用签	る。
要望具体例、経済効果等 	上記のとおり。
担 上記規制改革要望・賛成の	建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の
当 意見等への考え方	観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関
府	係団体から幅広く意見聴取を実施し、建築確認手続き等
省	の運用改善の方針をとりまとめたところ。建築基準法施
か	行規則及び関係告示等の改正については、平成22年3
b	月 29 日に公布し、同年 6 月 1 日に施行することとして

$\overline{\Delta}$		1,7
の		いる。
		また 省内に「建築基準法の見直しに関する検討会」
答		を設置し、主に「構造計算適合性判定制度の対象範囲」、
		「建築確認審査に係る法定期間」、「厳罰化」について討
		 議を行っているところであり、これを踏まえて、必要な
		事項について法改正を検討する。
	【対応可能性のある場合】	上記のとおり。
	見直し予定及びその内容	
1		
	【対応困難とする場合】	
	要望へ対応した場合に生	
	じる問題点及び問題点に	
	対する補完措置の有無等	
当言	亥規制改革事項に対する	│ 欠陥建築物の再発防止や国民生活の安全安心の観点 │
基ス	的考え方	を踏まえ違反行為への厳罰化などの措置を講じた上で、
		建築確認手続きについては簡素・合理化、迅速化を図る
		べきである。
+1 hn -+ A1		海海河飞往上放飞游主儿, 四洼儿放飞军四寸关土
x1,X	见方針	建築確認手続き等の簡素化・迅速化等の運用改善を着
		実に施行するとともに法改正が必要な事項について検
		討を行い、結論を得る。
		<運用改善事項については平成22年度措置、法改正事
		項については平成 22 年度検討・結論>
L <u>-</u>		<u> </u>